

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

関原発第 412 号
平成25年 3月18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

氏名 関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

(担当者

所 属 美浜発電所 安全・防災室

電 話

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	美浜発電所 福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5番地3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和41年12月1日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成25年3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西 川 一 誠 美浜町長 山 口 治 太 郎 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子 岐阜県知事 古 田 肇
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 美浜原子力PRセンターでの閲覧 関西電力原子力情報センター（大阪市北区）での閲覧

美浜発電所
原子力事業者防災業務計画

平成 2 5 年 3 月
関西電力株式会社

修正履歴

番 号	年 月 日	内 容
—	平成１２年６月１６日	新規作成
１	平成１３年９月 ７日	・中央省庁等改革に伴う名称変更 ・平成１２年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
２	平成１４年８月２６日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・平成１３年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
３	平成１５年９月１９日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
４	平成１６年９月１７日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・平成１５年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
５	平成１７年１０月７日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
６	平成１８年９月２９日	・記載の適正化
７	平成１９年９月２８日	・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
８	平成２０年９月１９日	・原子力災害対策特別措置法施行規則の改正に伴う反映 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・その他
９	平成２１年９月１８日	・設備保守管理体制の見直しに伴う反映 ・その他
１０	平成２２年９月１７日	・原子力防災関連資機材名称の変更に伴う反映 ・その他
１１	平成２５年３月１８日	・原子力災害対策特別措置法および関係政省令の改正に伴う反映 ・その他

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 原子力防災体制の整備	6
1. 原子力防災体制の区分	6
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営方法	8
1. 原子力防災体制の発令および解除の方法	8
2. 権限の行使	9
3. 要員の非常招集の方法	9
4. 通報連絡先の一覧表の整備	9
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査	10
2. 原子力防災資機材の整備	10
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	11
4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備	11
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	11
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	11
2. 発電所対策本部に備え付ける資料	11
3. 本店対策本部に備え付ける資料	11
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	11
5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検	12
1. 緊急時対策所	12
2. 集合・退避場所	12
3. 緊急医療処置室等	12
4. 気象観測設備	12
5. 安全パラメータ表示システム	13
6. 原子力データ伝送システム	13
7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等	13

8. 本店緊急時対策室	1 3
9. 原子力事業所災害対策支援拠点	1 4
第6節 原子力防災教育の実施	1 4
1. 発電所における原子力防災教育	1 4
2. 本店における原子力防災教育	1 4
第7節 原子力防災訓練の実施	1 5
1. 発電所における訓練	1 5
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	1 5
第8節 関係機関との連携	1 5
1. 国との連携	1 5
2. 地方公共団体との連携	1 5
3. 防災関係機関等との連携	1 6
4. 原子力緊急事態支援組織の体制および運用	1 6
第3章 緊急事態応急対策の実施等	1 7
第1節 通報、報告等の実施	1 7
1. 原子力防災体制の発令等	1 7
2. 原子力防災施設等の立上げ	1 7
3. 通報の実施	1 7
4. 情報の収集と報告	1 8
5. 通話制限	1 8
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	1 8
第2節 応急措置の実施	1 9
1. 応急措置の実施および概要の報告	1 9
2. 退避誘導および発電所内入域制限	1 9
3. 放射能影響範囲の推定等	1 9
4. 消火活動	2 0
5. 緊急時医療	2 0
6. 二次災害防止に関する措置	2 0
7. 汚染拡大の防止および防護措置	2 0
8. 線量評価	2 1
9. 要員の派遣、資機材の貸与	2 1
10. 広報活動	2 1
11. 応急復旧	2 1
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	2 2
13. 被災者相談窓口の設置	2 2
14. 運搬に係る応急措置	2 2

第3節 緊急事態応急対策	23
1. 原子力緊急事態の報告	23
2. 応急措置の継続実施	23
3. 要員の派遣、資機材の貸与	23
第4章 原子力災害事後対策の実施	24
第1節 原子力災害事後対策の計画等	24
1. 原子力災害事後対策の計画	24
2. 原子炉施設の復旧対策の実施	24
3. 原子力防災体制の解除	24
4. 原因究明および再発防止対策	24
5. 汚染の除去	25
6. 被災者への生活再建等の支援	25
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	25
第5章 その他	26
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	26
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	26

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、美浜発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質または放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

（4）原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

（5）原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

（6）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性^{がいぜんせい}を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

（7）原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に

規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

(8) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第3項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた日本原子力研究開発機構を含む。）

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

(9) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場または事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する美浜発電所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(13) 緊急事態応急対策等

原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。

(14) 所在都道府県

美浜発電所が所在する福井県をいう。

(15) 所在市町村

美浜発電所が所在する美浜町をいう。

(16) 関係周辺都道府県

美浜発電所から30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有する滋賀県および岐阜県をいう。

(17) 関係周辺市町村

美浜発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき美浜発電所の原子力災害の発生または拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事または関係周辺都道府県知事が認めた市町村をいう。

(18) 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（以下「原災法省令」という。）第2条第2項1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

(19) 本店緊急時対策室

原災法省令第2条第2項3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室）をいう。

(20) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設および独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。

(21) 緊急時テレビ会議システム

官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センターおよび緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。

(22) 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法省令第2条第2項2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(23) 原子力緊急事態支援組織

原災法省令第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(24) シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心熔融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階および事業所外運搬においては、規制法等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質または放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、またはそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止および復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣および資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣および資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第11編 原子力災害対策編
- (2) 所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

- (1) 原子力防災管理者は、この計画が前節(2)の地域防災計画と抵触しないことについて、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨を意見を聴いた地方公共団体および原子力防災専門官に報告する。

- a. 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
 - b. 所定の手続きにより所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
 - c. この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式1-5-1を用いて、速やかに内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表に定める発生事象に応じて原子力防災体制を区分する。

原子力防災体制の区分

発生事象	原子力防災体制の区分
原災法第11条第1項に基づき設置している放射線測定設備において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合	原子力第一防災体制
原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力第二防災体制

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) 発電所

- a. 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1-1に定める原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-1-1に定める業務を行う。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式2-1-2を用いて、配置または変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。
- e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店からの派遣要員を確認しておく。
 - (a) 指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業所および事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本店

- a. 社長および原子力事業本部長は、本店に別図 2-2-2 に定める緊急時対策本部の組織を整備する。
- b. 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生または拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- c. 社長は、原子力第二防災体制を発令した場合、指定行政機関および指定地方行政機関ならびに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

なお、本項(1)から(2)に記載する各対策本部の組織全体図を別図 2-2-3 に示す。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。
 - a. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
 - b. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
 - c. 第 2 章に規定する原子力災害予防対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等および第 4 章に規定する原子力災害事後対策の実施（a. および b. の職務を除く。）
 - d. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力
 - e. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項
- (2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。
- (3) 副原子力防災管理者は、別表 2-1-2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が発電所にいないときは原子力防災組織を統括する。
- (4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたとき、旅行または疾病その他の事故のためその職務を行うことができないとき、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。
- (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任または解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任または解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価および事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 原子力防災体制の発令および解除の方法

(1) 原子力防災体制の発令

a. 発電所

(a) 第2章第1節1. の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

(b) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織による発電所原子力緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理するとともに、別図2-2-6により原子力事業本部原子力発電部門統括に報告する。

なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様に報告を行う。

(c) 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。

また、不測の事態が発生した場合、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、副本部長または本部附から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

b. 本店

(a) 原子力事業本部原子力発電部門統括は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力事業本部長に報告するとともに、別図2-2-6により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図2-2-2に定める本店原子力緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。

なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様に報告を行うとともに、報告を受けた社長は原子力防災体制区分の変更を指示する。

(b) 原子力事業本部長は、本店対策本部長を補佐し、本店対策本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(2) 原子力防災体制の解除

a. 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長の了承を得て原子力防災体制を解除することができる。

(a) 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

(b) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去お

よび被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節
(2)の地方公共団体の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合

b. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の解除について上申があった場合、同項(2) a. (a) または (b) の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。

2. 権限の行使

- (1) 発電所の緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。
なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。
- (2) 原子力事業本部原子力発電部長および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力発電部長および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図2-2-6に定める原子力第一防災体制発令時の連絡
- (2) 別図2-2-7に定める発電所対策本部が設置された後の連絡
- (3) 別図2-2-8および別図2-2-9に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡
- (4) 別図2-2-10および別図2-2-11に定める原災法第10条第1項の通報後の報告連絡

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3および別図2-3-12に示す放射線測定設備を設置する。また、放射線管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。
 - a. 検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。
 - b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
 - c. 年1回以上較正を行う。
 - d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置または変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。
- (4) 発電室長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1年間保存する。また、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表2-3-4に定める資機材を確保する。また、各課（室）長は、次の措置を講じる。
 - a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
 - b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
 - c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式2-3-5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年9月30日現在における備え付けの現況について翌月7日までに同様に届け出る。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-3-5 に定める原子力防災関連資機材および別表 2-3-6 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-3-13 を目安に配置する。また、各課（室）長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

各グループチーフマネジャーは、別表 2-3-7 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材および別表 2-3-8 で定める原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材を整備する。また、各グループチーフマネジャーは、あらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県美浜原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2-4-9 に定める資料のうち、同条第 4 項の規定に基づくものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. 発電所対策本部に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所（以下「緊急時対策所」という。）に、別表 2-4-9 に定める資料を備え付ける。また、各課（室）長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

3. 本店対策本部に備え付ける資料

各グループチーフマネジャーは、別表 2-4-10 に定める資料を本店対策本部に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

各グループチーフマネジャーは、別表 2-4-11 に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

しを行う。

5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

各グループチーフマネジャーは、別表 2-4-1 2 に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 2-5-1 5 に示す場所に設置した緊急時対策所を、別表 2-5-1 3 により維持する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表 2-5-1 3 に記載する施設（以下「代替指揮所」という。）を代替場所として整備する。

- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所および代替指揮所について地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表 2-5-1 3 に記載する仕様が維持されていることを確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所および代替指揮所に供給可能なように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表 2-3-5 に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。

a. ファクシミリ、電話

b. テレビ会議システム

※ 地上系ネットワーク：平成 24 年度末整備完了予定
衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定

2. 集合・退避場所

所長室長は、別図 2-5-1 4 に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、所長室長は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。

3. 緊急医療処置室等

所長室長は、別図 2-5-1 5 に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。

4. 気象観測設備

計装保修課長は、別図 2-5-1 5 に示す場所に設置した別表 2-5-1 4 の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認め

られた場合は速やかに修理する。

なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

5. 安全パラメータ表示システム

安全・防災室長は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

6. 原子力データ伝送システム

- (1) 安全・防災グループチーフマネジャーは、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

- (2) 安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-5-16に定めるデータをERSSに伝送するための原子力データ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等

電気保修課長および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 本店緊急時対策室

- (1) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室をいう。）および代替場所を別表2-5-15により維持する。
- (2) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室および代替場所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-15に記載する仕様が維持されていることを確認する。
- (3) 各グループチーフマネジャーは、非常用電源を本店の緊急時対策室および代替場所に供給可能なように整備・点検する。
- (4) 各グループチーフマネジャーは、別表2-3-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

a. ファクシミリ※¹、電話※¹

b. テレビ会議システム※¹

c. 原子力データ伝送システム※²

- | | |
|---|---|
| { | ※ ¹ 地上系ネットワーク：平成24年度末整備完了予定 |
| | 衛星系ネットワーク：平成25年度末整備完了予定 |
| | ※ ² 伝送経路の多重化・多様化：平成25年度末整備完了予定 |

9. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業本部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表 2-5-17 のとおりあらかじめ選定しておく。

- a. 被ばく線量・入退域管理
- b. 汚染検査（サーベイ）・除染
- c. 車両や重機等の除染・汚染検査
- d. 更衣および使用済の防護服等の仮保管
- e. サイト等立入車両の駐車
- f. 物資輸送体制の準備

なお、美浜発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図 2-5-16 に示す。

第6節 原子力防災教育の実施

1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2-6-18 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制および組織に関する知識
- (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 本店における原子力防災教育

原子力事業本部長は、あらかじめ定めるところにより本店の原子力緊急時対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2-6-19 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 発電所における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-20に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後にはあらかじめ定めるところにより評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画または原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国または地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と平常時から協調し、原子力防災専門官および国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原子力法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原子力法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁または国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店および関係支店と平常時から協調し、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

- (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（消防本部、消防署、警察本部、警察署、海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制および運用

- (1) 原子力事業本部原子力発電部長は、別表2-8-21に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。
- (2) 原子力事業本部原子力発電部長は、別表2-8-21に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理運営する機関と都度必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。

第3章 緊急事態応急対策の実施等

第1節 通報、報告等の実施

1. 原子力防災体制の発令等

- (1) 原子力防災管理者は、第2章第1節1.の区分に応じ、第2章第2節の方法により原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員の非常招集および別図2-2-6に定める関係機関に連絡を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

なお、原子力第二防災体制の発令の連絡は本節3.の通報をもって行う。

- (2) 原子力防災管理者は、発電所対策本部長として、発電所対策本部の指揮を行う。

2. 原子力防災施設等の立上げ

- (1) 発電所対策本部長は、原子力第一防災体制を発令した場合、総務班長に緊急時対策所および緊急時テレビ会議システムの立上げを指示する。

なお、発電所対策本部長は、あらかじめ定めるところにより緊急時対策所が使用できないと認めた場合、代替指揮所を使用するよう指示する。

- (2) 本店対策本部長は、発電所における原子力第一防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力第一防災体制を発令した場合、本店緊急時対策本部および緊急時テレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店対策本部長は、原子力第二防災体制を発令した場合は、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬およびその他必要な措置を指示する。

3. 通報の実施

原子力防災管理者（発電所対策本部を設置したときは発電所対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-22の事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式3-1-7に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-8に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、あらかじめ定めるところにより当該支援組織への派遣要請を行う。

また、原子力防災管理者は、別表3-1-23に掲げるものの事業所外運搬（以下この章および第4章において単に「運搬」という。）における別表3-1-22の事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式3-1-7に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-9に定める通報（連絡）経路により、内閣

総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長、原子力防災専門官ならびに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

4. 情報の収集と報告

(1) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- a. 事故の発生時刻および場所
- b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況
- d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. 放射能影響範囲の推定結果
- i. その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式 3-1-8 にまとめ、別図 2-2-10 に定める報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関（原子力第一防災体制時にあっては、別図 2-2-7）に報告（運搬にあっては、様式 3-1-9 に必要事項を記入し、別図 2-2-11 に定める報告（連絡）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第 1 節から第 3 節に掲げる通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

5. 通話制限

発電所対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第 3 章第 1 節 2. (2) で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施および概要の報告

発電所対策本部長は、本節2. から12.（運搬にあつては、本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容および実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、様式3-1-10にその概要を記入し、別図2-2-10に定める報告（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関（原子力第一防災体制時にあつては、別図2-2-7）に報告（運搬にあつては、様式3-1-10にその概要を記入し、別図2-2-11に定める報告（連絡）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 退避誘導および発電所内入域制限

- (1) 発電所対策本部総務班長、広報班長および保修班長は、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部総務班長は、発電所退避者に対して所内放送装置または運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避することおよびその際の防護措置を周知する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部総務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部総務班長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

- (4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部総務班長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射能影響範囲の推定等

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

- (3) 発電所対策本部安全管理班長は、前号の評価結果、気象観測データ等から放射能影響範囲を推定する。

4. 消火活動

発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 緊急時医療

- (1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-15に定める緊急医療処置室に搬送する。
- (2) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。
- なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するときおよび救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止および防護措置

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する

者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3-2-24 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表 3-2-25 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合または当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、本店対策本部長の協力を得て、その状況に応じて緊急のプレス発表を行う。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図 3-2-17 に定める連絡経路により公表する内容を取りまとめ、記者発表を行うとともに、別図 2-2-10（原子力第一防災体制時にあっては、別図 2-2-7）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (3) 本店対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況および実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (4) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、本店対策本部長の協力を得て住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部発電班長は、中央制御室の計器等による監視および巡視点検の実施により発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保、および応急復旧要員の派遣等を行う。

- (3) 発電所対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社と連携して別表 3-2-26 の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

1 2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、以下に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) 原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状況の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修措置および原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性、放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染、被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲および拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

1 3. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

1 4. 運搬に係る応急措置

- (1) 発電所対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、本店対策本部長の協力を得て、直ちに別表 3-2-25 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察および海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生および拡大の防止を図る。

- a. 立入制限区域の設定および退避等の実施
- b. 環境放射線モニタリングの実施
- c. 消火、延焼防止措置の実施
- d. 負傷者等の救出
- e. 輸送物の安全な場所への移動
- f. 漏えいの拡大防止措置の実施および汚染の除去、遮へい対策の実施
- g. その他必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている社員および当社が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、以下の措置を講じる。

- h. 立入制限区域の設定および退避等の実施
- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火、延焼防止措置の実施

k. 負傷者等の搬出

1. その他必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態の報告

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3-3-27に定める報告基準に至った場合は、様式3-3-11を用いて、別図2-2-10（運搬の場合にあつては、別図2-2-11）に定める報告（連絡）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。

なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

（1）発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表3-3-28に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

（2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-3-28に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

（3）発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、他の原子力事業所等から以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。

a. 本店対策本部からの要員の派遣および資機材の貸与

b. あらかじめ日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構および当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与

c. 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 原子力災害事後対策の計画等

1. 原子力災害事後対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について本店対策本部長の協力を得て、原子力災害事後対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者および工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制の解除

- (1) 発電所対策本部長は、第2章第2節1. (2) a. により原子力防災体制を解除する。
また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、原子力事業本部原子力発電部門統括に報告し、別図2-2-10（運搬の場合にあっては、別図2-2-11）に定める報告（連絡）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。
- (2) 本店対策本部長は、第2章第2節1. (2) b. により原子力防災体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 原因究明および再発防止対策

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

5. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染および廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国および地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第1節1.の原子力災害事後対策計画に基づき、別表4-2-29に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、原子力事業本部原子力発電部門統括からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-1-30に定める要員の派遣および資機材の貸与のうち発電所関係分
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力
- (3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-18に定める発電所支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策および原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-2-31に定める要員の派遣および資機材の貸与のうち発電所関係分

附則（平成２５年３月１８日）

別図２－１－１のうち発電班副班長の「定検課長」については、平成２５年４月１日以降適用する。

美浜発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成 2 5 年 3 月
関西電力株式会社

目 次

別表 2-1-1	原子力防災要員の職務と配置	1
別表 2-1-2	副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位	2
別表 2-3-3	発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類	3
別表 2-3-4	原子力防災資機材	4
別表 2-3-5	原子力防災関連資機材	5
別表 2-3-6	シビアアクシデント対策等に関する資機材	6
別表 2-3-7	本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材	7
別表 2-3-8	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	9
別表 2-4-9	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	10
別表 2-4-10	本店原子力緊急時対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	11
別表 2-4-11	原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	12
別表 2-4-12	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料	13
別表 2-5-13	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	14
別表 2-5-14	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備	15
別表 2-5-15	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	16
別表 2-5-16	E R S S 伝送データ項目	17
別表 2-5-17	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	20
別表 2-6-18	発電所の原子力防災教育の内容	21
別表 2-6-19	本店の原子力防災教育の内容	22
別表 2-7-20	原子力防災訓練の内容	23
別表 2-8-21	原子力緊急事態支援組織	24

別表 3－1－22	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準・・・・・・・・・・	2 5
別表 3－1－23	発電所が輸送物の安全に責任を有するもの・・・・・・・・・・	2 7
別表 3－2－24	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準・・・・・・・・・・	2 8
別表 3－2－25	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与・	2 9
別表 3－2－26	原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・・・・	3 0
別表 3－3－27	原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準・・・・・・・・・・	3 2
別表 3－3－28	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸 与（原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発 出以降）・・・・・・・・・・	3 4
別表 4－2－29	原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の 貸与（原災法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除 宣言以降）・・・・・・・・・・	3 5
別表 5－1－30	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・	3 6
別表 5－2－31	福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が 輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生 した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の 貸与・・・・・・・・・・	3 8
別図 2－1－1	発電所原子力防災組織（発電所対策本部の組織）・・・・・・・・	3 9
別図 2－2－2	本店原子力緊急時対策本部の組織・・・・・・・・・・	4 0
別図 2－2－3	防災組織全体図・・・・・・・・・・	4 1
別図 2－2－4	発電所対策本部要員の非常招集連絡経路・・・・・・・・・・	4 2
別図 2－2－5	本店対策本部要員の非常招集連絡経路・・・・・・・・・・	4 3
別図 2－2－6	原子力第一防災体制発令時の連絡経路・・・・・・・・・・	4 5

別図 2-2-7	発電所対策本部設置以降の報告連絡経路（原子力第一防災体制発令後の報告連絡経路）	4 6
別図 2-2-8	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路 （発電所内での事象発生）	4 7
別図 2-2-9	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路 （事業所外運搬での事象発生）	4 8
別図 2-2-10	原災法第 10 条第 1 項の通報後の報告（連絡）経路 （発電所内での事象発生）	4 9
別図 2-2-11	原災法第 10 条第 1 項の通報後の報告（連絡）経路 （事業所外運搬での事象発生）	5 0
別図 2-3-12	発電所敷地周辺の放射線測定設備	5 1
別図 2-3-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	5 2
別図 2-5-14	発電所内の集合・退避場所	5 3
別図 2-5-15	発電所内の緊急時対策所および緊急医療処置施設等	5 4
別図 2-5-16	美浜発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置	5 5
別図 3-2-17	公表内容の連絡経路	5 6
別図 5-1-18	他発電所支援会議の組織	5 7
様式 1-5-1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	5 8
様式 2-1-2	原子力防災要員現況届出書	5 9
様式 2-1-3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解 任届出書	6 0
様式 2-3-4	放射線測定設備現況届出書	6 1
様式 2-3-5	原子力防災資機材現況届出書	6 2
様式 2-7-6	防災訓練実施結果報告様式	6 3
様式 3-1-7	特定事象発生通報様式	6 4

様式 3－1－8	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（原子炉施設）	・ ・ ・ ・ ・ 6 5
様式 3－1－9	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（事業所外運搬）	・ ・ ・ ・ 6 9
様式 3－1－10	応急措置の概要の報告様式	・ ・ ・ ・ ・ 7 1
様式 3－3－11	原災法第 1 5 条第 1 項に関する報告様式	・ ・ ・ ・ ・ 7 2

別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置

職 務	配 置	班	要 員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	技術課長 運用係長 定検係長 品質保証室課長
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	安全管理班 発電班	副所長（技術） 安全・防災室課長 原子燃料課長 運営係長
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	広報班 情報班	所長室課長（地域） 発電所課長（機械技術アドバイザー） コミュニケーション係長 技術係長
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班 発電班	放射線管理課長 放射線係長 放射線班長 当直課長（非発電※ ¹ ※ ³ ）
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班 安全管理班	発電室長 当直課長（発電※ ² ） 当直主任（発電※ ² ） 当直班長（発電※ ² ） 安全係長
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保守班 放射線管理班	電気保守課長 計装保守課長 原子炉保守課長 タービン保守課長 放射線係長
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班	放射線管理課長 放射線係長 放射線班長
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班 保守班	所長室課長（総務） 人材活性化係長 電気係長 原子炉係長（2名）
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班	副所長（事務） 所長室課長（総務） 経理係長 庶務係長
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班 安全管理班 保守班	所長室長 庶務係長 防護係長 保全計画課長 計画係長

注）※1：原子力災害が発生していないユニット側を担当する要員

※2：原子力災害が発生しているユニット側を担当する要員

※3：複数号機で同時に特定事象が発生した場合は、発電班長が指名する。

別表 2－1－2 副原子力防災管理者および原子力防災管理者
の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	副所長（技術）
2	副所長（原子力災害防止対策特命）
3	安全・防災室長
4	運営統括長（１・２号機）
5	運営統括長（３号機）
6	品質保証室長
7	原子力防災管理者が指名した課（室）長（※）

（※）：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2－3－3 発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	検出器種類、計測範囲
No. 1 モニタポスト※	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
No. 2 モニタポスト※	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
No. 3 モニタポスト	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
No. 4 モニタポスト	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
No. 5 モニタポスト※	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
モニタステーション	空間線量率	NaI (10nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h)
	空気中ダスト	プラスチックシンチレーション (0.1～10 ⁵ cps)
	空気中ヨウ素	NaI (0.1～10 ⁵ cps)

※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備

別表 2－3－4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		発電所該当名称		数量	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用具	汚染防護服		汚染防護服		31組	1回／年	B中央制御室前 A中央制御室 モニタリングカー
	呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク		セルフエアセット		5個	1回／年	B中央制御室前 A中央制御室 モニタリングカー
	フィルター付き防護マスク		ガス・ダスト両用マスク		31個	1回／年	B中央制御室前 A中央制御室 モニタリングカー
非常用通信機器	緊急時電話回線		N T T 電話回線		1回線	－	緊急時対策所
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		1台	2回／年	緊急時対策所
	携帯電話等		携帯電話		7台	－	－
計測機等	固定式測定器		排気筒モニタ ・格納容器排気筒モニタ ・補助建屋排気筒モニタ		1台／ユニット 1台／ユニット	定期検査毎 定期検査毎	1号 補助建屋 EL18.4m 2号 補助建屋 EL18.4m 3号 補助建屋 EL9.7m 補助建屋 EL24.0m
			排水モニタ ・放水口モニタ		2台/3ユニット	定期検査毎	放水口
	ガンマ線測定用サーベイメータ		高線量当量率サーベイメータ		1台	1回／年	A中央制御室
			電離箱式サーベイメータ		2台	1回／年	B中央制御室前 モニタリングカー
			NaIシンチレーション式サーベイメータ		1台	1回／年	モニタリングカー
	中性子線測定用サーベイメータ		中性子線サーベイメータ		2台	1回／年	A中央制御室 1,2号ホットカウン ト室
	空間放射線積算線量計		熱蛍光線量計 (TLD)		4個	1回／年	モニタ校正室
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		α線用汚染サーベイメータ		1台	1回／年	モニタ校正室
			β線用汚染サーベイメータ		1台	1回／年	モニタリングカー
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	可搬式ダストサンプラ		4台	1回／年	モニタ校正室 モニタリングカー 事務所5F
		測定器	ゲルマニウム波高分析装置		1台	1回／年	1,2号ホットカウン ト室
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	可搬式ヨウ素サンプラ		2台	1回／年	モニタリングカー 事務所5F
		測定器	ゲルマニウム波高分析装置		1台	1回／年	1,2号ホットカウン ト室
	個人用外部被ばく線量測定機器		個人被ばく線量測定器		43台	1回／年	第1出入管理室 第3出入管理室
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		430錠	1回／年	健康管理室
	担架		担架		1台	1回／年	健康管理室
	除染器具		除染キット		1式	1回／年	B中央制御室前
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		救急患急輸送車		1台	道路運送車 両法による	車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓		1式	消防法による	屋外
			動力消防ポンプ設備		1台	1回／年	原水ポンプ室
	その他	モニタリングカー	モニタリングカー	移動式モニタリング設備	1台	定期検査毎	モニタリングカー
				車両	1台	道路運送車 両法による	3号燃料取替用水 タンク付近

別表 2－3－5 原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所
放射線障害防護用器具	ダストマスク	31 個	1 回／年	B中央制御室前 A中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5 個	1 回／年	B中央制御室前 A中央制御室
	高線量対応防護服	10 着	1 回／年	B中央制御室前
非常用通信機器	社内ホットライン	1 回線	1 回／年	緊急時対策所
	N T T 電話回線	17 回線	—	—
	社内電話（原子力事業本部間／各発電所間）	14／8 回線	1 回／年	—
	衛星回線社内電話	1 回線	1 回／年	緊急時対策所
	無線装置	4 台	2 回／年	緊急時対策所 事務所 モニタリングカー
	衛星電話（ワイドスター）	10 台	1 回／年	代替指揮所
	衛星携帯電話（イリジウム）	10 台	1 回／年	事務所
	緊急時通報システム（衛星ファクシミリ）	1 台	1 回／年	事務所
統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム※1※2	2 台	1 回／年	緊急時対策所 代替指揮所
	ファクシミリ※1	4 台	1 回／年	緊急時対策所 代替指揮所
	電話※1	8 台	1 回／年	緊急時対策所 代替指揮所
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1 台	1 回／年	事務所別館
	ホールボディカウンタ	1 台	1 回／年	ホールボディカウンタ室
その他資機材	緊急時車両（ライトバン）	1 台	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場

※1：地上系ネットワークは平成24年度末、衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定

※2：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2-3-6 シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	設置場所
空冷式非常用発電装置 1825kVA	5 台	1 号補助建屋南側 EL17.5m 1 号補助建屋南側 EL24.5m 3 号補助建屋西側 EL42.0m
海水代替ポンプ（可搬式エンジン駆動ポンプ） [定格流量：60m ³ /h、定格揚程：30m]	1 3 台	3 号補助建屋北側 EL32.0m
消防ポンプ（可搬式エンジン駆動ポンプ） [定格流量：36m ³ /h 以上、吐出圧：1.0MPa]	1 2 台	3 号補助建屋北側、西側 EL32.0m 2 号中間建屋内 EL11.1m 3 号中間建屋内 EL17.0m
消防ポンプ（可搬式エンジン駆動ポンプ） [定格流量：36m ³ /h 以上、吐出圧：0.8MPa]	1 台	3 号中間建屋内 EL17.0m
消防ポンプ（可搬式エンジン駆動ポンプ） [定格流量52m ³ /h 以上、吐出圧1.0MPa]	9 台	3 号補助建屋北側、西側 EL32.0m
大容量ポンプ（ディーゼル駆動式） [定格流量：1,320m ³ /h、定格揚程：120m]	1 台	3 号補助建屋北側 EL32.0m
化学消防車	1 台	特高開閉所西側 EL3.5m
ホイールローダー	1 台	第 1 廃棄物庫付近 EL11.6m
タンクローリー	2 台	3 号補助建屋西側 EL32.0m 第 1 廃棄物庫付近 EL11.6m
燃料（ガソリン）※	約 3 m ³	3 号補助建屋北側 EL32.0m
燃料（A 重油）※	約 4 1 2 m ³	1 号中間建屋東側 EL-0.8m 2 号中間建屋西側 EL-1.7m 3 号中間建屋北側 EL-1.9m 3 号タービン建屋南側 EL3.5m

※：燃料補充については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

別表 2－3－7 本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材（1／2）

（原子力事業本部）

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所
放射線障害防護用器具	ガス・ダスト両用マスク	1 2 個	1 回／年	緊急時対策室
非常用通信機器	社内ホットライン	1 回線	1 回／年	緊急時対策室
	N T T 電話回線	1 1 回線	—	緊急時対策室
	社内電話	3 7 回線	1 回／年	緊急時対策室
	衛星電話（ワイドスター）	5 台	1 回／年	緊急時対策室
	衛星携帯電話（イリジウム）	1 1 台	1 回／年	緊急時対策室
	緊急時通報システム（衛星ファクシミリ）	1 台	1 回／年	緊急時対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム※1※3	1 台	1 回／年	緊急時対策室
	ファクシミリ※1	4 台	1 回／年	緊急時対策室
	電話※1	8 台	1 回／年	緊急時対策室
	原子力データ伝送システム※2※4	1 式	1 回／年	緊急時対策室
計測器等	個人被ばく線量測定器	1 0 台	1 回／年	緊急時対策室
	N a I シンチレーション式サーベイメータ	1 台	1 回／年	緊急時対策室
	GM汚染サーベイメータ	1 台	1 回／年	緊急時対策室
	電離箱式サーベイメータ	1 台	1 回／年	緊急時対策室
	可搬型ダスト・ヨウ素サンプラ	1 台	1 回／年	緊急時対策室
その他資機材	ヨウ素剤	5 0 錠	1 回／年	健康管理室
	非常用食糧※5	2, 280食	1 回／年	原子力事業本部 社屋 4 階
	非常用発電機	1 台	1 回／年	原子力事業本部 社屋地下 1 階
	燃料（重油）※5	約 9. 5m ³	1 回／月	原子力事業本部 社屋地下 1 階

※1：地上系ネットワークは平成24年度末、衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定

※2：伝送経路の多重化・多様化は平成25年度末に整備完了予定

※3：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※4：E R S Sへの伝送項目は、別表2－5－16のとおり。

※5：記載数量の他、最寄の小売店より調達する。

別表 2－3－7 本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材（2／2）

（中之島）

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所
非常用通信機器	社内ホットライン	1 回線	1 回／年	非常災害対策室
	N T T 電話回線	3 回線	1 回／年	非常災害対策室
	社内電話	9 回線	1 回／年	非常災害対策室
	衛星電話（ワイドスター）	2 台	1 回／年	非常災害対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム※1※3	1 台	1 回／年	6 階会議室
	ファクシミリ※1	4 台	1 回／年	6 階会議室
	電話※1	8 台	1 回／年	6 階会議室
	原子力データ伝送システム※2※4	1 式	1 回／年	非常災害対策室
その他資機材	非常用発電機	2 台	1 回／年	発電機室
	燃料（重油）※5	約 45m ³	1 回／月	オイルタンク室

※1：地上系ネットワークは平成24年度末、衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定

※2：伝送経路の多重化・多様化は平成25年度末に整備完了予定

※3：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※4：E R S S への伝送項目は、別表2－5－16のとおり。

※5：記載数量の他、最寄の小売店より調達する。

別表 2－3－8 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所
出入管理	入構管理証発行機	1 式	1 回／年	美浜整備センター
	作業者証発行機	1 式	1 回／年	美浜整備センター
	放射線防護教育資料	1 0 0 部	1 回／年	美浜整備センター
計測器類	表面汚染測定用サーベイメータ	6 台	1 回／年	美浜整備センター
	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年	美浜整備センター
	電離箱サーベイメータ	1 台	1 回／年	美浜整備センター
	個人被ばく線量測定器	1 5 0 台	1 回／年	美浜整備センター
	ホールボディカウンタ※ ¹	1 台	1 回／年	非発災発電所
放射線障害防護用 器具	汚染防護服	1, 0 0 0 組	1 回／年	美浜整備センター
	全面マスク	2 5 0 個	1 回／年	美浜整備センター
	チャコールカートリッジ	2, 0 0 0 個	1 回／年	美浜整備センター
非常用通信機器	衛星電話（ワイドスター）	2 回線	1 回／年	美浜整備センター
	携帯電話	5 回線	－	－
その他資機材	ヨウ素剤	2, 0 0 0 錠	1 回／年	原子力事業本部 健康管理室
	除染用機材（シャワー設備等）	2 台	1 回／年	美浜整備センター
	養生資材	1 式	1 回／年	美浜整備センター
	非常用食糧※ ²	－	－	－
	小型発電機（2.6 k VA）	4 台	1 回／年	美浜整備センター
	資機材輸送車両※ ³	2 台	－	－
	燃料（ガソリン）※ ⁴	－	－	－

※¹：発災後に拠点へ搬入する。

※²：最寄の小売店から調達する。

※³：協力会社との輸送車両調達の覚書を締結する。

※⁴：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもつて行う。

別表 2-4-9 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織および体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ※① 美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ※② 美浜発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 ⑥ 美浜発電所事故時操作所則 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等	緊急時対策所
2. 社会環境に関する資料	(1) 美浜発電所周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) 美浜発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図 (2 万 5 千分の 1) ③ 発電所周辺地図 (5 万分の 1) ④ 市町村市街図	緊急時対策所
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 美浜発電所気象関係資料 ① 気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 美浜発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ※② 1～3 号機 原子炉設置 (変更) 許可申請書 ③ 1～3 号機 系統図 ※④ プラント配置図 ⑤ 1～3 号機 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑥ プラント主要設備概要 ⑦ 1～3 号機 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対策所
4. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図 (日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策所

※：原災法第 12 条第 4 項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表 2-4-10 本店原子力緊急時対策本部緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織および体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ② 美浜発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 ⑥ 美浜発電所事故時操作所則 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等	原子力事業本部 緊急時対策室
2. 社会環境に関する資料	(1) 美浜発電所周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) 美浜発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図（2万5千分の1） ③ 発電所周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図	原子力事業本部 緊急時対策室
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 美浜発電所気象関係資料 ① 気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 美浜発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 1～3号機 原子炉設置（変更）許可申請書 ③ 1～3号機 系統図 ④ プラント配置図 ⑤ 1～3号機 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑥ プラント主要設備概要 ⑦ 1～3号機 原子炉安全保護系ロジック一覧表	原子力事業本部 緊急時対策室
4. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図（日本領海部分） ③ 核燃料輸送物安全解析書	原子力事業本部 緊急時対策室

別表 2－4－1 1 原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織および体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ② 美浜発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等	原子力事業本部
2. 社会環境に関する資料	(1) 美浜発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ 発電所周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	原子力事業本部
3. その他資料	(1) 美浜発電所設備資料 ① 1～3 号機 原子炉設置（変更）許可申請書 ② プラント配置図	原子力事業本部

※：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもつて行う。

別表 2-4-12 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織および体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ※① 美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ※② 美浜発電所原子炉施設保安規定 ③ 美浜発電所事故時操作所則	緊急時対応センター（ERC）
2. 放射能影響推定に関する資料	(2) 美浜発電所設備資料 ※① 1～3号機 原子炉設置（変更）許可申請書 ② 1～3号機 系統図 ※③ プラント配置図 ④ 1～3号機 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑤ 1～3号機 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対応センター（ERC）

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表 2-5-13 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所（所在地：福井県三方郡美浜町丹生 6 川坂山 5-3）

項 目	仕 様	点検頻度
広さ	・面積 約 300m ²	1 回／年
耐地震・耐台風	・建築基準法の 1.5 倍の耐力を有するコンクリート建屋	1 回／年
耐津波	・室内への止水措置	1 回／年
耐放射線	・地下構造 ・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備	1 回／年
非常用電源	・1, 3 号機非常用ディーゼル発電機 ・空冷式非常用発電装置 ・非常用発電機※ ¹	1 回／年
燃料	・備蓄燃料 約 412m ³ （3 日以上）	1 回／年
通信設備	・別表 2-3-4 および別表 2-3-5 のとおり	同 左

※1：非常用発電機は平成 25 年度に整備予定

代替指揮所（B 中央制御室横会議室他）

項 目	仕 様	点検頻度
広さ	・面積 約 316m ²	1 回／年
耐地震・耐台風	・耐震構造（S クラス）	1 回／年
耐津波	・高台に設置および水密化	1 回／年
耐放射線	・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備 ・コンクリート構造の建屋内に設置	1 回／年
非常用電源	・3 号機非常用ディーゼル発電機 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬型発電機	1 回／年
燃料	・備蓄燃料 約 412m ³ （3 日以上）	1 回／年
通信機器	・別表 2-3-5 のとおり	同 左

免震事務棟※²

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 420m ² （3 階 緊急時対策所）
耐地震・耐台風	・免震構造
耐津波	・高台に設置または水密化
耐放射線	・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備 ・コンクリート構造の建屋内に設置
非常用電源	・免震事務棟専用非常用発電機
燃料	・備蓄燃料 約 143m ³ （3 日以上）

※2：免震事務棟については、平成 27 年設置予定

別表 2－5－1 4 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所
気象観測設備	風向風速計 (EL 約94.0m)	1 式	1 回／年	発電所構内
	風向風速計 (EL 約 18.5m)	1 式	1 回／年	発電所構内

別表 2－5－1 5 本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

本店緊急時対策室（原子力事業本部緊急時対策室）（所在地：福井県三方郡美浜町郷市 13 号横田 8 番）

項 目	仕 様	点検頻度
広さ	・面積 約 360m ² (緊急時対策室 約 160m ² ＋即応センター 約 200m ²)	1 回／年
耐地震・耐台風	・一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋	1 回／年
耐津波	・T.P 約 28m に設置	1 回／年
耐放射線	・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備※ ・放射線障害防護用器具(別表 2－3－7 の放射線障害防護用器具のとおり)	1 回／年
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 ・発電機車	1 回／年
燃料	・備蓄燃料 約 9.5m ³ (約 1 日分) ・その他最寄の小売店より調達可能	1 回／年
通信設備	・別表 2－3－7 (1／2) のとおり	同 左

※：よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備については、平成 24 年度整備完了予定

代替場所（本店非常災害対策室）（所在地：大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号）

項 目	仕 様	点検頻度
広さ	・面積 約 460m ² (非常災害対策室 約 280m ² ＋即応センター 約 180m ²)	1 回／年
耐地震・耐台風	・一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋（制震装置あり）	1 回／年
耐津波	・T.P 約 29m に設置	1 回／年
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機	1 回／年
燃料	・備蓄燃料 約 45m ³ (約 1 日分) ・その他最寄の小売店より調達可能	1 回／年
通信設備	・別表 2－3－7 (2／2) のとおり	同 左

別表2-5-16 ERSS伝送データ項目

美浜1号機

(1/3)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm	61	A補助給水流量	m3/h
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	cpm	62	B補助給水流量	m3/h
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	cpm	63	Aループ給水流量(CH1)	t/h
4	補助建屋排気筒ガスモニタ	cpm	64	Aループ給水流量(CH2)	t/h
5	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	cpm	65	Bループ給水流量(CH3)	t/h
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	cpm	66	Bループ給水流量(CH4)	t/h
7	10分間最多風向方位番号(山頂)	—	67	A主蒸気ヘッダ入口圧力(CH2)	MPa
8	風速10分間平均値(山頂)	m/s	68	A主蒸気ヘッダ入口圧力(CH3)	MPa
9	大気安定度	—	69	B主蒸気ヘッダ入口圧力(CH3)	MPa
10	モニタポスト NO. 1	nGy/h	70	B主蒸気ヘッダ入口圧力(CH2)	MPa
11	モニタポスト NO. 2	nGy/h	71	安全注入動作	発生/復帰
12	モニタポスト NO. 3	nGy/h	72	原子炉水位(レベル1)	水位有/水位無
13	モニタポスト NO. 4	nGy/h	73	原子炉水位(レベル2)	水位有/水位無
14	モニタポスト NO. 5	nGy/h	74	原子炉水位(レベル3)	水位有/水位無
15	モニタステーション	nGy/h	75	原子炉水位(レベル4)	水位有/水位無
16	Aループ冷却材圧力(広域)	MPa	76	原子炉水位(レベル5)	水位有/水位無
17	Bループ冷却材圧力(広域)	MPa	77	原子炉水位(レベル6)	水位有/水位無
18	Aループ冷却材高温側温度(広域)	℃	78	A格納容器再循環ファン	運転/停止
19	Bループ冷却材高温側温度(広域)	℃	79	B格納容器再循環ファン	運転/停止
20	低温側安全注入流量	m3/h	80	C格納容器再循環ファン	運転/停止
21	原子炉容器安全注入流量	m3/h	81	D格納容器再循環ファン	運転/停止
22	Aループ余熱除去系流量	m3/h	82	中性子源領域中性子束(CH1)	cps
23	Bループ余熱除去系流量	m3/h	83	中性子源領域中性子束(CH2)	cps
24	A高圧注入ポンプ	運転/停止	84	出力領域中性子束(CH1)	%
25	B高圧注入ポンプ	運転/停止	85	出力領域中性子束(CH2)	%
26	C高圧注入ポンプ	運転/停止	86	出力領域中性子束(CH3)	%
27	A余熱除去ポンプ	運転/停止	87	出力領域中性子束(CH4)	%
28	B余熱除去ポンプ	運転/停止	88	格納容器内ガスモニタ	cpm
29	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	89	放水口モニタ	cpm
30	中間領域中性子束(CH1)	A			
31	中間領域中性子束(CH2)	A			
32	全制御棒全挿入	全挿入/引抜			
33	加圧器水位(CH1)	%			
34	加圧器水位(CH2)	%			
35	格納容器圧力(CH2)(PAM)	kPa			
36	格納容器圧力(CH3)(PAM)	kPa			
37	格納容器隔離A(T信号)	発生/復帰			
38	内部スプレ流量	m3/h			
39	A内部スプレポンプ	運転/停止			
40	B内部スプレポンプ	運転/停止			
41	4-1C2母線電圧	kV			
42	4-1D2母線電圧	kV			
43	A D/Gしゃ断器	入/切			
44	B D/Gしゃ断器	入/切			
45	炉内T/C最高値(瞬時値)	℃			
46	炉内T/C平均値(瞬時値)	℃			
47	1次冷却材サブクール度(T/C)	℃			
48	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h			
49	B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h			
50	A格納容器循環ファン入口空気温度	℃			
51	B格納容器循環ファン入口空気温度	℃			
52	格納容器再循環サンプ広域水位(CH1)	%			
53	格納容器再循環サンプ広域水位(CH2)	%			
54	燃料取替用水タンク水位(1)	%			
55	燃料取替用水タンク水位(2)	%			
56	充てん流量	m3/h			
57	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm			
58	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm			
59	A蒸気発生器広域水位	%			
60	B蒸気発生器広域水位	%			

別表2-5-16 ERSS伝送データ項目

美浜2号機

(2/3)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm	61	A補助給水流量	m3/h
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	cpm	62	B補助給水流量	m3/h
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	cpm	63	Aループ給水流量(CH1)	t/h
4	補助建屋排気筒ガスモニタ	cpm	64	Aループ給水流量(CH2)	t/h
5	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	cpm	65	Bループ給水流量(CH3)	t/h
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	cpm	66	Bループ給水流量(CH4)	t/h
7	10分間最多風向方位番号(山頂)	—	67	A主蒸気ヘッダ入口圧力(CH2)	MPa
8	風速10分間平均値(山頂)	m/s	68	A主蒸気ヘッダ入口圧力(CH3)	MPa
9	大気安定度	—	69	B主蒸気ヘッダ入口圧力(CH3)	MPa
10	モニタポスト NO. 1	nGy/h	70	B主蒸気ヘッダ入口圧力(CH2)	MPa
11	モニタポスト NO. 2	nGy/h	71	安全注入動作	発生/復帰
12	モニタポスト NO. 3	nGy/h	72	原子炉水位(レベル1)	水位有/水位無
13	モニタポスト NO. 4	nGy/h	73	原子炉水位(レベル2)	水位有/水位無
14	モニタポスト NO. 5	nGy/h	74	原子炉水位(レベル3)	水位有/水位無
15	モニタステーション	nGy/h	75	原子炉水位(レベル4)	水位有/水位無
16	Aループ冷却材圧力(広域)(CH1)	MPa	76	原子炉水位(レベル5)	水位有/水位無
17	Bループ冷却材圧力(広域)(CH4)	MPa	77	原子炉水位(レベル6)	水位有/水位無
18	Aループ冷却材高温側温度(広域)(CH1)	℃	78	A格納容器循環ファン	運転/停止
19	Bループ冷却材高温側温度(広域)(CH1)	℃	79	B格納容器循環ファン	運転/停止
20	低温側安全注入流量	m3/h	80	C格納容器循環ファン	運転/停止
21	原子炉容器安全注入流量	m3/h	81	D格納容器循環ファン	運転/停止
22	Aループ余熱除去系流量	m3/h	82	中性子源領域中性子束(CH1)	cps
23	Bループ余熱除去系流量	m3/h	83	中性子源領域中性子束(CH2)	cps
24	A高圧注入ポンプ	運転/停止	84	出力領域中性子束(CH1)	%
25	B高圧注入ポンプ	運転/停止	85	出力領域中性子束(CH2)	%
26	A余熱除去ポンプ	運転/停止	86	出力領域中性子束(CH3)	%
27	B余熱除去ポンプ	運転/停止	87	出力領域中性子束(CH4)	%
28	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	88	格納容器内ガスモニタ	cpm
29	中間領域中性子束(CH1)	A	89	放水口モニタ	cpm
30	中間領域中性子束(CH2)	A			
31	全制御棒全挿入	全挿入/引抜			
32	加圧器水位(CH1)	%			
33	加圧器水位(CH2)	%			
34	格納容器圧力(CH2)	kPa			
35	格納容器圧力(CH3)	kPa			
36	格納容器隔離A(T信号)	発生/復帰			
37	A内部スプレ流量	m3/h			
38	B内部スプレ流量	m3/h			
39	A内部スプレポンプ	運転/停止			
40	B内部スプレポンプ	運転/停止			
41	4-2C母線電圧	kV			
42	4-2D母線電圧	kV			
43	A D/Gしゃ断器	入/切			
44	B D/Gしゃ断器	入/切			
45	炉内T/C最高値(瞬時値)	℃			
46	炉内T/C平均値(瞬時値)	℃			
47	1次冷却材サブクール度(T/C)	℃			
48	A格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h			
49	B格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h			
50	A格納容器循環ファン入口空気温度	℃			
51	B格納容器循環ファン入口空気温度	℃			
52	格納容器再循環サンプ広域水位(CH1)	%			
53	格納容器再循環サンプ広域水位(CH2)	%			
54	燃料取替用水タンク水位(1)	%			
55	燃料取替用水タンク水位(2)	%			
56	充てん流量	m3/h			
57	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm			
58	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm			
59	A蒸気発生器広域水位(CH3)	%			
60	B蒸気発生器広域水位(CH2)	%			

別表2-5-16 ERSS伝送データ項目

美浜3号機

(3/3)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	cpm	61	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
2	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(低)	cpm	62	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
3	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(高)	cpm	63	A-SG広域水位	%
4	補助建屋排気筒ガスモニタ	cpm	64	B-SG広域水位	%
5	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(低)	cpm	65	C-SG広域水位	%
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(高)	cpm	66	A補助給水流量	m3/h
7	10分間最多風向方位番号(山頂)	—	67	B補助給水流量	m3/h
8	風速10分間平均値(山頂)	m/s	68	C補助給水流量	m3/h
9	大気安定度	—	69	A給水流量CH4	t/h
10	モニタポスト NO. 1	nGy/h	70	A給水流量CH3	t/h
11	モニタポスト NO. 2	nGy/h	71	B給水流量CH4	t/h
12	モニタポスト NO. 3	nGy/h	72	B給水流量CH3	t/h
13	モニタポスト NO. 4	nGy/h	73	C給水流量CH4	t/h
14	モニタポスト NO. 5	nGy/h	74	C給水流量CH3	t/h
15	モニタステーション	nGy/h	75	A主蒸気圧力CH2	MPa
16	Aループ冷却材圧力(広域)	MPa	76	A主蒸気圧力CH3	MPa
17	Bループ冷却材圧力(広域)	MPa	77	B主蒸気圧力CH2	MPa
18	Aループ冷却材高温側温度CH1	℃	78	B主蒸気圧力CH3	MPa
19	Bループ冷却材高温側温度CH1	℃	79	C主蒸気圧力CH2	MPa
20	Cループ冷却材高温側温度CH1	℃	80	C主蒸気圧力CH3	MPa
21	補助安全注入流量	m3/h	81	安全注入動作	発生/復帰
22	安全注入流量	m3/h	82	原子炉水位(レベル1)	水位有/水位無
23	A余熱除去クーラ出口流量	m3/h	83	原子炉水位(レベル2)	水位有/水位無
24	B余熱除去クーラ出口流量	m3/h	84	原子炉水位(レベル3)	水位有/水位無
25	A充てん/高圧注入ポンプ	運転/停止	85	原子炉水位(レベル4)	水位有/水位無
26	B充てん/高圧注入ポンプ	運転/停止	86	原子炉水位(レベル5)	水位有/水位無
27	C充てん/高圧注入ポンプ	運転/停止	87	原子炉水位(レベル6)	水位有/水位無
28	A余熱除去ポンプ	運転/停止	88	中性子源領域中性子束(CH1)	cps
29	B余熱除去ポンプ	運転/停止	89	中性子源領域中性子束(CH2)	cps
30	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	90	出力領域中性子束(CH1)	%
31	中間領域中性子束CH1	A	91	出力領域中性子束(CH2)	%
32	中間領域中性子束CH2	A	92	出力領域中性子束(CH3)	%
33	全制御棒全挿入	全挿入/引抜	93	出力領域中性子束(CH4)	%
34	加圧器水位CH1	%	94	格納容器内ガスモニタ	cpm
35	加圧器水位CH2	%	95	放水口モニタ	cpm
36	格納容器圧力CH1	kPa			
37	格納容器圧力CH2	kPa			
38	格納容器隔離A(T信号)	発生/復帰			
39	A内部スプレクーラ出口流量	m3/h			
40	B内部スプレクーラ出口流量	m3/h			
41	A内部スプレポンプ	運転/停止			
42	B内部スプレポンプ	運転/停止			
43	C内部スプレポンプ	運転/停止			
44	D内部スプレポンプ	運転/停止			
45	4-3C母線電圧	kV			
46	4-3D母線電圧	kV			
47	A D/Gしゃ断器	入/切			
48	B D/Gしゃ断器	入/切			
49	炉内T/C最高値(瞬時値)	℃			
50	炉内T/C平均値(瞬時値)	℃			
51	1次冷却材サブクール度(T/C)	℃			
52	格納容器内高レンジエリアモニタ(高)(R-91B)	mSv/h			
53	格納容器内高レンジエリアモニタ(高)(R-92B)	mSv/h			
54	格納容器内空気温度(EL28.122m)	℃			
55	格納容器内空気温度(EL65.622m)	℃			
56	格納容器再循環サンプ広域水位CH1	%			
57	格納容器再循環サンプ広域水位CH2	%			
58	燃料取替用水タンク水位(L1400)	%			
59	燃料取替用水タンク水位(L1401)	%			
60	充てん流量	m3/h			

別表 2－5－1 7 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

名 称	住 所	発電所からの 距離	広 さ※	非常用電源	燃料	耐地震・耐津波・ 耐台風
関西電力（株） 原子力事業本部 および 関西電力（株） 美浜整備センター	(原子力事業本部) 福井県三方郡美浜町 郷市13号横田8番 (美浜整備センター) 福井県三方郡美浜町 佐田64号毛の鼻1-4	(原子力事業本部) 約11km (美浜整備センター) 約 9km	(原子力事業本部) 建物：約290m ² 平地：約3,600m ² (美浜整備センター) 建物：約1,600m ² 平地：約1,200m ²	(原子力事業本部) 非常用発電機 または発電機車 (美浜整備センター) 小型発電機	その他最寄の 小売店より調 達可能	(原子力事業本部) 一般建築物相当の耐震性 T. P約29mに設置 (美浜整備センター) 一般建築物相当の耐震性 T. P約13mに設置
関西電力（株） 原子力研修センター および 関西電力（株） エルどらんど	(原子力研修センター) 福井県大飯郡高浜町 水明2番地 (エルどらんど) 福井県大飯郡高浜町 青戸4-1	(原子力研修センター) 約41km (エルどらんど) 約41km	(原子力研修センター) 建物：約620m ² 平地：約7,800m ² (エルどらんど) 建物：約1,200m ² 平地：約8,000m ²	(原子力研修センター) 小型発電機 (エルどらんど) 小型発電機	その他最寄の 小売店より調 達可能	(原子力研修センター) 一般建築物相当の耐震性 T. P約3mに設置 (エルどらんど) 一般建築物相当の耐震性 T. P約4mに設置
関西電力（株） 大飯緊急時対策所 および 関西電力（株） おおいり館	(大飯緊急時対策所) 福井県大飯郡おおい町 大島1字吉見1-1 (おおいり館) 福井県大飯郡おおい町 大島40字堤下22	(大飯緊急時対策所) 約33km (おおいり館) 約33km	(大飯緊急時対策所) 建物：約280m ² 平地：約6,200m ² (おおいり館) 建物：約360m ² 平地：約1,700m ²	(大飯緊急時対策所) 非常用ディーゼル発電機 (おおいり館) 小型発電機	その他最寄の 小売店より調 達可能	(大飯緊急時対策所) 建築基準法の1.5倍の耐力 T. P約4.5mに設置 (おおいり館) 一般建築物相当の耐震性 T. P約47mに設置
関西電力（株） 高浜緊急時対策所 および 関西電力（株） ビクターズハウス	(高浜緊急時対策所) 福井県大飯郡高浜町ノ浦1 (ビクターズハウス) 福井県大飯郡高浜町ノ浦1	(高浜緊急時対策所) 約46km (ビクターズハウス) 約46km	(高浜緊急時対策所) 建物：約300m ² 平地：約2,200m ² (ビクターズハウス) 建物：約290m ² 平地：高浜緊急時対策 所記載と同じ	(高浜緊急時対策所) 非常用ディーゼル発電機 (ビクターズハウス) 小型発電機	その他最寄の 小売店より調 達可能	(高浜緊急時対策所) 建築基準法の1.5倍の耐力 T. P約-1.0mに設置 (ビクターズハウス) 一般建築物相当の耐震性 T. P約30mに設置

※：原子力事業所災害対策支援拠点として使用できる面積をいう。

別表 2－6－1 8 発電所の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	総務班、広報班、情報班、安全管理班、放射線管理班、発電班、保修班の発電所対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および 1 回／3 年	・ 原災法および関係法令の概要 ・ 発電所原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 発電所原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ 発電所の原子力防災組織の構成、各班の職務 ・ 事故時影響緩和操作の概要
発電所および放射性物質の運搬・容器等の施設または設備に関する知識	情報班、安全管理班、放射線管理班、発電班、保修班の発電所対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および 1 回／3 年	・ 発電所の放射線監視設備 ・ 事故時対応操作と関連設備 ・ 輸送容器の種類、構造 ・ 緊急時対策所の機能
放射線防護に関する知識	放射線管理班、発電班、保修班の発電所対策本部要員のうち指名された者	入所時および 1 回／3 年 あらかじめ定める基準を満足する場合 は省略 (労働安全衛生法に定める特別の教育にて実施)	・ 放射線に関する基礎的知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護 (除染を含む) のための措置
	総務班の発電所対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および 1 回／3 年	・ 被ばくに対する応急手当の知識
放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	放射線管理班、発電班の発電所対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合ならびに測定方法および機器を含む設備に変更が生じた場合	・ 測定機器の用途とその目的、測定方法 ・ 測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	情報班、安全管理班、放射線管理班、発電班、保修班の発電所対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および 1 回／3 年	・ シビアアクシデントに関する基礎的知識

(注) 防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

別表 2-6-19 本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、設備班、総務班、広報班、即応センター対応チーム、現地支援チーム、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1 回 / 3 年	・ 原災法および関係法令の概要 ・ 発電所原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 発電所原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ 本店原子力緊急時対策本部および原子力事業所災害対策支援拠点の組織構成ならびに各係の職務 ・ 事故時影響緩和操作の概要
放射線防護に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、設備班、総務班、広報班、即応センター対応チーム、現地支援チーム、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1 回 / 3 年	・ 放射線に関する基礎的知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護（除染を含む）のための措置 ・ 被ばくに対する応急手当の知識

(注) 防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

別表 2-7-20 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
原子力総合防災訓練	本店、発電所の原子力緊急時対策本部要員等	1 回 / 3 年 程度 (※)	本店と合同による原子力総合防災訓練を行い、社内における情報連絡、技術的検討、発電所支援等が円滑に行われることを確認する。
発電所原子力防災訓練	発電所原子力緊急時対策本部要員等	1 回 / 年	訓練では、シビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の内容を適宜組み合わせで行う。 ①要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報連絡 事象発生から終結までの情報を収集し、関係各所に通報、連絡を行う。 ③緊急時環境モニタリング 発電所敷地内および敷地境界付近について、モニタリングカーによる空間放射線量率および空気中ヨウ素濃度の測定を行う。 ④発電所退避誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去および応急救置等の対応を行う。 ⑥全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。 ⑦アクシデントマネジメント対応 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。 ⑧原子力緊急事態支援組織対応 原子力緊急事態支援組織との連携に係る対応を行う。

(※)：国または地方公共団体が実施する原子力防災訓練を勘案して行う。

別表 2－8－2 1 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杳見 1 6 5－9－6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名（組織長、対応要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請 出動 指示 発災事業者※ （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 ロボット	現場の偵察（撮影、放射線測定）するロボット	2 台	資機材保管
	偵察に必要な障害物を撤去するロボット	1 台	スペース

別表 3－1－2 2

原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（1／2）

(美浜発電所)

通報すべき事象	備 考
1. 発電所敷地境界の放射線量上昇（政令第 4 条第 4 項第 1 号） (1) 法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 または 2 以上について 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上のとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 1 当該数値が 1 地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が 10 分間未満であるときに限る。） 2 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2) 法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備すべてについて 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトを下回っている場合において、当該放射線測定設備の 1 または 2 以上についての数値が 1 時間当たり 1 マイクロシーベルト以上であるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において省令第 1 条第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。 2. 放射性物質の通常経路放出（政令第 4 条第 4 項第 2 号） 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして省令第 1 条第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する） ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する） 3. 火災爆発等による放射性物質放出（政令第 4 条第 4 項第 3 号） 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令第 1 条第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量または放射性物質が省令第 1 条第 6 条第 2 項および第 3 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する） ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして省令第 1 条第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。 4. 事業所外運搬の放射線量上昇等（政令第 4 条第 4 項第 4 号および第 5 号） (1) 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。 (2) 火災爆発等により省令第 2 条第 3 条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、または漏えいの蓋然性が高いとき。（L 型、I P－1 型を除く。） 5. プラントの事象（政令第 4 条第 4 項第 5 号） 政令第 4 条第 4 項第 1 号から第 4 号に掲げるもののほか、規制法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる原子炉（政令第 6 条第 4 項第 4 号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設または事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として省令第 1 条第 7 条で定めるもの。 イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができないこと。 ロ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	○放射線測定設備（法第 11 条第 1 項の放射線測定設備） ・No. 1、2、5 モニタポスト ○放射線測定設備 ・No. 1、2、5 モニタポスト ○計測器等 ・中性子線サーベイメータ（検出されないことが明らかになるまでの間、測定し上記の放射線測定設備の放射線量と合計する。） ○計測器等 ・格納容器排気筒ガスモニタ ・補助建屋排気筒ガスモニタ ○計測器等 ・放水口モニタ ○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○計測器等 ・可搬式ダスト測定関連機器 ・可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 ○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○計測器等 ・表面汚染密度測定用サーベイメータ ○以下のいずれの制御棒挿入操作状況によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力（中性子束、以下同じ。）が定格の 5 % 未満にならないか、または中間領域中性子束起動率が正であることをいう。 ① 自動トリップ ② 手動トリップ ③ MG セット電源断によるトリップ ④ 制御棒手動挿入 ○①「原子炉の運転中」とは、原子炉冷却材平均温度が 93℃を超える場合をいう。 ②「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、プラントのパラメータが非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合は除く。）であり、その原因が原子炉冷却材の系外への流出（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）によるものをいう。

別表 3－1－2 2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（2／2）

（美浜発電所）

通報すべき事象	備 考
ハ 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。 ニ 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。 ホ 原子炉の運転中に非常用直流母線が 1 となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 1 となる状態が 5 分以上継続すること。 ヘ 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下すること。 ト 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。 チ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能または原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 6. 原子炉外での臨界（省令※ 1 第 7 条第 1 項第 2 号） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 7. 原子力緊急事態宣言に関する事象等（政令第 4 条第 4 項第 6 号） 政令第 4 条第 4 項第 1 号から第 5 号に掲げるもののほか、政令第 6 条第 4 項第 3 号または第 4 号に掲げる事象。	○「蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失」とは、蒸気発生器への主給水ポンプからの給水が喪失し、かつ、補助給水ポンプによっても蒸気発生器を通じて原子炉からの熱除去が十分にできない場合であり、具体的には以下の場合をいう。 ・全蒸気発生器の狭域水位が 0 % 未満、かつ、全蒸気発生器合計の給水流量が、1 号機にあつては 3 9 m³/h、2 号機にあつては 5 9 m³/h、3 号機にあつては 7 5 m³/h 未満である場合をいう。 ○「すべての交流電源からの電気の供給が停止」とは、起動変圧器、所内変圧器、予備変圧器および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗することをいう。 ○①「非常用直流母線」とは、A 直流き電盤および B 直流き電盤をいう。 ②「非常用直流母線が 1 となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 1」とは、非常用直流母線に電気を供給している健全な蓄電池または交流直流変換装置が、全非常用直流母線中で 1 つになった場合をいう。 ○「原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位」とは、原子炉冷却材配管下端水位をいう。 ○「原子炉制御室」とは、中央制御室をいう。 ○別表 3－3－2 7 参照

本別表における法、政令および省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

省令※ 1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令※ 2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

別表 3－1－2 3 発電所が輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
照射試験片等 (L型を除く)

なお、照射試験片等の輸送については、試験施設等が輸送物の安全に責任を有する場合を除く。

別表 3－2－2 4 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で1 0 0 m S vに相当する予測線量となる場合
服用対象者	4 0 歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、4 0 歳以上についても、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように考慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者
服用量	医療品ヨウ化カリウムの丸薬2 丸（ヨウ素量7 6 m g、ヨウ化カリウム量1 0 0 m g）を用いる。

別表３－２－２５ 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：美浜発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	本店	２名	携帯電話	各１台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	本店 美浜発電所 高浜発電所 大飯発電所	２８名	モニタリングカー ＮａＩシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ ＧＭ式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（ＴＬＤ） ＴＬＤリーダー ＴＬＤアニール装置 ゲルマニウム波高分析装置 ＮａＩポータブルスペクトルメータ ガラスバッジ等 個人被ばく線量測定器 携帯電話	３台 ２０台 ２８台 ２８台 ４台 ４台 １台 ４４０個 １台 １台 ３台 １台 １９２個 ６４台 １台	・ 初期モニタリング ・ 第一段階モニタリング ・ 第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部（原子力事業本部内）	本店	４名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 機材・要員用輸送車両	１台 １冊 各１冊 １台	・ 各発電所への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整
原子力防災センター	本店	９名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和と操作評価に係るマニュアル プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車	１台 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １台	・ 原子力防災センターにおける設営準備（発電機車の準備含む） ・ 連絡会議への参加 ・ 本店との情報共有 ・ 要請事項への協力
所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、予防的防護措置を準備する区域の災害対策本部	本店 美浜発電所	８名 ２名	携帯電話	各１台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達 ・ 技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	３名 １名 ５名	道路地図 安全解析書 携帯電話 ＮａＩシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ ＧＭ式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（ＴＬＤ） ガラスバッジ等 除染キット 機材・要員用輸送車両	１式 １式 １台 ３台 ３台 ４台 １台 ２台 １００個 ５０個 １式 １台	・ 環境放射線モニタリング ・ 汚染検査 ・ 汚染除去

別表 3－2－2 6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

(1／2)

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	(1) 日本建設工業株式会社 (2) 太平電業株式会社
主たる事務所の所在地	(1) 兵庫県神戸市兵庫区小松通5丁目1番16号菱興ビル (2) 大阪府大阪市中央区南船場3丁目2番4号 南船場ユーズビル
業務の範囲および 実施方法	・ 緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における損傷機器等の復旧作業 ・ 上記の業務に付帯する業務

法人の名称	株式会社関電パワーテック
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1-1800号
業務の範囲および 実施方法	・ 化学消防車、水槽車、泡原液搬送車および消防資機材等を使用した消火活動 ・ 上記の業務に付帯する業務

法人の名称	株式会社関電パワーテック
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1-1800号
業務の範囲および 実施方法	・ 瓦礫等の障害物の除去 ・ 消防ポンプおよび消防資機材等を使用した給水活動 ・ 上記の業務に付帯する業務

法人の名称	(1) 株式会社クリハラント (2) 関電プラント株式会社
主たる事務所の所在地	(1) 福井県大飯郡おおい町成海2号2番1 (2) 福井県三方郡美浜町興道寺9号10番地
業務の範囲および 実施方法	・ 電源車、空冷式非常用発電装置および電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業および給油作業 ・ 上記の業務に付帯する業務

別表 3－2－26 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

(2／2)

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	(1) 関電プラント株式会社 (2) 株式会社クリハラント
主たる事務所の所在地	(1) 福井県三方郡美浜町興道寺9号10番地 (2) 福井県大飯郡おおい町成海2号2番1
業務の範囲および 実施方法	・ 消防ポンプ等給水活動用資機材等を使用した給水作業および消防ポンプ等への給油作業 ・ 上記の業務に付帯する業務

別表 3－3－2 7 原災法第 1 5 条第 1 項に関する報告基準（1／2）

（美浜発電所）

報告すべき事象	備 考
1. 発電所敷地境界の放射線量上昇（法第 1 5 条第 1 項第 1 号） (1) 法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 または 2 以上について 1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルト以上のとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 1 当該数値が 1 地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が 1 0 分間未満であるときに限る。） 2 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2) 法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 または 2 以上についての数値が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上であるとき、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において省令※ 1 第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。 2. 放射性物質の通常経路放出（政令第 6 条第 4 項第 1 号） 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルトに相当するものとして省令※ 1 第 5 条第 1 項で定める基準に 1 0 0 を乗じたもの以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（1 0 分間以上継続して検出する） ロ 水中の放射性物質濃度の測定（1 0 分間以上継続して検出する） 3. 火災爆発等による放射性物質放出（政令第 6 条第 3 項第 2 号および同条第 4 項第 2 号） 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令※ 1 第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量または放射性物質が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量（1 0 分間以上継続して検出する） ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして省令※ 1 第 6 条第 2 項で定める基準に 1 0 0 を乗じたもの以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。 4. 事業所外運搬の放射線量上昇等（政令第 6 条第 3 項第 3 号および第 4 項第 4 号） (1) 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 1 0 ミリシーベルト以上の放射線量が省令※ 2 第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。 (2) 火災爆発等により省令※ 2 第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、または漏えいの蓋然性が高いとき。 5. プラントの事象（政令第 6 条第 4 項第 4 号） 実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設または事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として省令※ 1 第 1 4 条で定めるもの。 イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 ロ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合または蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	○放射線測定設備（法第 1 1 条第 1 項の放射線測定設備） ・ No. 1、2、5 モニタポスト ○放射線測定設備 ・ No. 1、2、5 モニタポスト ○計測器等 ・ 中性子線サーベイメータ（検出されないことが明らかになるまでの間、測定し上記の放射線測定設備の放射線量と合計する。） ○計測器等 ・ 格納容器排気筒ガスモニタ ・ 補助建屋排気筒ガスモニタ ○計測器等 ・ 放水口モニタ ○計測器等 ・ ガンマ線測定用サーベイメータ ○計測器等 ・ 可搬式ダスト測定関連機器 ・ 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 ○計測器等 ・ ガンマ線測定用サーベイメータ ○計測器等 ・ 表面汚染密度測定用サーベイメータ ○「原子炉を停止するすべての機能が喪失」とは、以下の①～③が同時に発生した場合または④の状態に該当する場合をいう。 ①原子炉出力が定格の 5 % 未満および中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき。 ②化学体積制御設備によるほう酸タンクあるいは燃料取替用水タンクのほう酸水の注入ができないとき。 ③手動で安全注入ラインを確立し、ほう酸注入タンクのほう酸水の注入ができないとき。 ④上記、②③のいずれかの操作に成功しても、3 0 分以内に原子炉出力が定格の 5 % 未満および中間領域中性子束起動率が零または負にならないとき。 ○「すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉へ注水ができない」とは、非常用炉心冷却装置のポンプの起動および非常用炉心冷却装置の注入流量があることの両者を確認することができない場合、またはポンプ起動および注水流量の両者が確認できた場合であっても 3 0 分以上炉心出口温度が 3 5 0 ℃以上の値が継続して観測された場合をいう。

別表３－３－２７ 原災法第１５条第１項に関する報告基準（２／２）

（美浜発電所）

報告すべき事象	備 考
ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。	○格納容器の設計上の最高使用圧力は、１、３号機にあっては２６１ｋＰａ[gage]、２号機にあっては２６６ｋＰａ[gage]である。
ニ 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合において、蒸気発生器のすべての給水機能が喪失すること。	○「蒸気発生器のすべての給水機能が喪失」とは、全蒸気発生器の狭域水位が０％未満、かつ、全蒸気発生器合計の給水流量が、１号機にあっては３９ｍ ^３ /ｈ、２号機にあっては５９ｍ ^３ /ｈ、３号機にあっては７５ｍ ^３ /ｈ未満である場合をいう。
ホ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	○「すべての非常用直流電源からの電気の供給が停止」とは、Ａ直流き電盤およびＢ直流き電盤に電気を供給している健全な蓄電池および交流直流変換装置が零となった場合をいう。
ヘ 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。	○「炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が１×１０ ^５ ｍＳｖ／ｈ以上、かつ、炉心出口温度が３５０℃以上となった場合をいう。
ト 原子炉の停止中に、原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	○「燃料集合体の露出」とは、原子炉水位が燃料集合体の有効燃料頂部よりも下がる状態をいうが、燃料集合体の有効燃料頂部をその計測範囲に含む水位計が設置されていない場合については、以下の方法により燃料集合体の露出に至る状況と判断し、緊急事態の判断を行うこととする。 ・原子炉冷却材配管下端以下に水位が低下した場合において、所定の時間以内に水位が原子炉冷却材配管下端まで回復しない場合（所定の時間とは、原子炉冷却材配管下端水位から燃料集合体露出水位までの水量が燃料の崩壊熱によって蒸発するまでに要する時間）
チ 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料がある状態において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。	
リ 原子炉制御室および原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能または原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
６．原子炉外での臨界（政令第６条第４項第３号） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	

本別表における法、政令および省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）

省令※１：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第２号）

省令※２：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成２４年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第２号）

表 3－3－28 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災：美浜発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	本店	2 名	携帯電話	各 1 台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
原子力防災センター	本店 美浜発電所	9 名 3 名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和と操作評価に係るマニュアル プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車 人員輸送車両	1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 台 2 台	・ 総合調整の協力 ・ 住民への広報支援の協力 ・ プレス対応 ・ 放射線影響評価、予測の協力 ・ 事故状況把握、進展予測の協力 ・ 原子力防災センターにおける管理の協力（発電機車の待機含む） ・ 地域住民等の避難措置への協力 ・ 本店との情報共有 ・ その他要請事項への協力
原子力災害合同対策協議会	本店	1 名	携帯電話	1 台	・ 関係機関との調整 ・ 情報の共有化
事業者支援連携（原子力防災センター内）	本店	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	1 台 各 1 台 1 冊 各 1 冊 1 式	・ 原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・ 若狭地域原子力事業所支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	本店 美浜発電所 高浜発電所 大飯発電所	28 名	モニタリングカー NaI シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM 式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（TLD） TLD リーダ TLD アニール装置 ゲルマニウム波高分析装置 NaI ポータブルスペクトルメータ ガラスバッジ等 個人被ばく線量測定器 携帯電話	3 台 20 台 28 台 28 台 4 台 4 台 1 台 440 個 1 台 1 台 3 台 1 台 192 個 64 台 1 台	・ 第一段階モニタリング ・ 第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部（原子力事業本部内）	本店	4 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 機材・要員用輸送車両	1 台 1 冊 各 1 冊 1 台	・ 各発電所への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置調整
所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、予防的防護措置を準備する区域の災害対策本部	本店 美浜発電所	8 名 2 名	携帯電話	各 1 台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項等の伝達 ・ 技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	3 名 1 名 5 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 NaI シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM 式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（TLD） ガラスバッジ等 除染キット 機材・要員用輸送車両	1 式 1 式 1 台 3 台 3 台 4 台 1 台 2 台 100 個 50 個 1 式 1 台	・ 環境放射線モニタリング ・ 汚染除去 ・ 汚染検査

別表４－２－２９ 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第１５条第４項の原子力緊急事態解除宣言以降)

(発災：美浜発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	本店	２名	携帯電話	各１台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	本店 美浜発電所 高浜発電所 大飯発電所	２８名	モニタリングカー ＮａＩシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ ＧＭ式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） 熱蛍光線量計（ＴＬＤ） ＴＬＤリーダー ＴＬＤアニール装置 ゲルマニウム波高分析装置 ＮａＩポータブルスペクトルメータ ガラスバッジ等 個人被ばく線量測定器 携帯電話	３台 ２０台 ２８台 ２８台 ４台 ４台 １台 ４４０個 １台 １台 ３台 １台 １９２個 ６４台 １台	・事後モニタリング
原子力災害合同対策協議会	本店	１名	携帯電話	１台	・関係機関との調整 ・情報の共有化（復旧状況の報告を含む）
原子力防災センター 事後対策組織等 (汚染検査、汚染除去に関する事項)	本店 美浜発電所 大飯発電所 高浜発電所	８名 ６名 ６名 ６名	ＧＭ式サーベイメータ 要員・機材輸送車 スミヤロ紙 ウエス	９台 １台 １式 １式	・事後モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査および汚染除去
原子力防災センター 事後対策組織等 (広報活動に関する事項)	本店 美浜発電所	４名 ２名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	１冊 １式 １台	・事後対策組織の設営準備 ・発電所対策本部と事後対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施
原子力防災センター 事後対策組織等 (住民相談窓口の設置に関する事項)	本店 美浜発電所	３名 ３名	原子力事業者防災業務計画	２冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部（原子力事業本部内）	本店	４名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 機材・要員用輸送車両	１台 １冊 各１冊 １台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整

別表５－１－３０ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、
資機材の貸与 (１／２)

(日本原子力発電(株)または日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	本店 美浜発電所 大飯発電所 高浜発電所	２９名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー (ハイボリューム) エアサンプラー (ローボリューム) 熱蛍光線量計 (T L D) T L D リーダ T L D アニール装置 ゲルマニウム波高分析装置 N a I ポータブルスペクトルメータ ガラスバッジ等 個人被ばく線量測定器 携帯電話	３台 １０台 １４台 １４台 ４台 ２台 １台 ２２０個 １台 １台 ３台 １台 ６４個 ６４台 １台	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング ・事後モニタリング
事業者支援連携 (福井県敦賀原子力防災センター内)	本店	２名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	１台 各１台 １冊 各１冊 １式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・若狭地域原子力事業所支援連携本部への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部(※１)	本店	４名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 機材・要員用輸送車両	１台 １冊 各１冊 １台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
美浜発電所 緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

※１：日本原子力発電(株)が発災事業者の場合は、日本原子力研究開発機構敦賀分室内

日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合は、日本原子力発電(株)敦賀地区本部内

※２：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

別表５－１－３０ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、
資機材の貸与 (２／２)

(大飯発電所が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	美浜発電所	１１名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー (ハイボリウム) ガラスバッジ等	１台 ８台 １４台 １４台 １台 ２台 ９６個	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング ・事後モニタリング
美浜発電所 緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

(高浜発電所が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数 量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	美浜発電所	１１名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー (ハイボリウム) ガラスバッジ等	１台 ８台 １４台 １４台 １台 ２台 ９６個	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング ・事後モニタリング
美浜発電所 緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

別表５－２－３１ 福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	本店	3名	GM汚染サーベイメータ	11台	・環境放射線モニタリング ・周辺区域の汚染検査および汚染除去
	美浜発電所	2名	NaIシンチレーションサーベイメータ	3台	
	大飯発電所	2名	電離箱サーベイメータ	3台	
	高浜発電所	2名	ダストサンプラー	11台	
			個人線量計（ポケット線量計）	150個	
			高線量対応防護服	30着	
			全面マスク	150個	
			タイベックスーツ	5,500着	
			ゴム手袋	11,000双	
			遮へい材	300枚	
			放射能測定用車両※ ¹	1台	
			Ge半導体式試料放射能測定装置	1台	
			ホールボディカウンタ	1台	
			可搬型モニタリングポスト※ ²	7台	
			携帯電話	各1台	
事業所外運搬に係る特定事象発生場所 (発電所付近で発災した場合)	本店	4名	サーベイメータ	10台	・環境放射線モニタリング ・周辺区域の汚染検査および汚染除去
	最寄りの発電所	3名	ダストサンプラー	2台	
			熱蛍光線量計（TLD）	100個	
			ガラスバッジ等	50個	
			携帯電話	各1台	

※¹：放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。

※²：可搬型モニタリングポストは当社の保有台数を記載する。

※³：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

※⁴：準備数量については、全て程度とする。

別図 2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所対策本部の組織)

原子力第一防災体制					原子力第二防災体制				
班	班 長	副 班 長	主 な 職 務		主 な 職 務		班員数		
総務班	所長室課長	所長室の係長(コミュニケーション係長を除く)	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 緊急医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項		1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 緊急医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項		15		
	広報班	所長室課長	コミュニケーション係長	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動 4. 緊急時プレス	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動 4. 原子力防災センターにおける活動の支援		3		
情報班	技術課長	技術課の係長	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項		10			
安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長、 原子燃料課の係長	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和操作の検討 4. 放射能影響範囲の推定 5. 発電所構内の警備、立入制限 6. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和操作の検討 4. 放射能影響範囲の推定 5. 発電所構内の警備、立入制限 6. 防護施設の運用 7. 原子力防災センターにおける活動の支援		11			
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援		12			
発電班	発電室長	発電室の係長、定検 課長、当直課長、当 直主任	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動		14			
保修班	保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保 修課、計装保修課、 原子炉保修課、ター ビン保修課、土木建 築課の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作可能な装置等の操作		18			
特命班	副本部長または 本部附	指名された者	1. 不測の事態への対応						

本 部 長
(総括管理)

原 子 力
防災管理者※

副 本 部 長
(統括管理補佐)

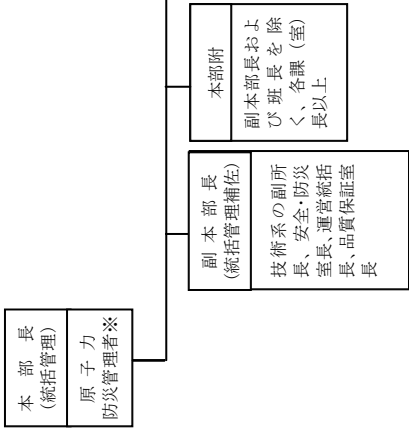
技術系の副所
長、安全・防災
室長、運営統括
室長、品質保証室
長

本部附

副本部長および班長を除く、各課(室)長以上

※：原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合は特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・ 副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
・ 号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

※：原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

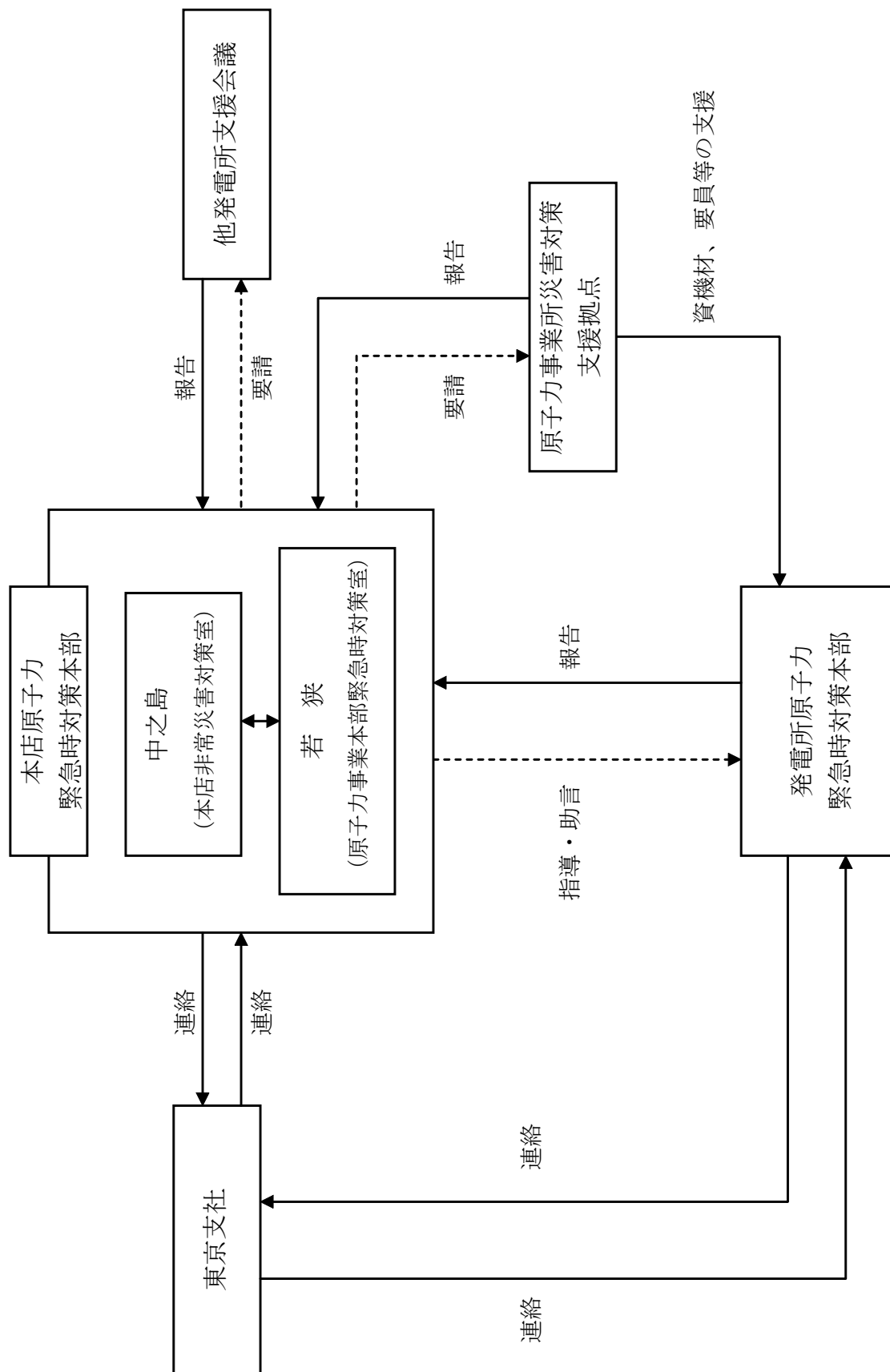


別図2-2-2 本店原子力緊急時対策本部の組織

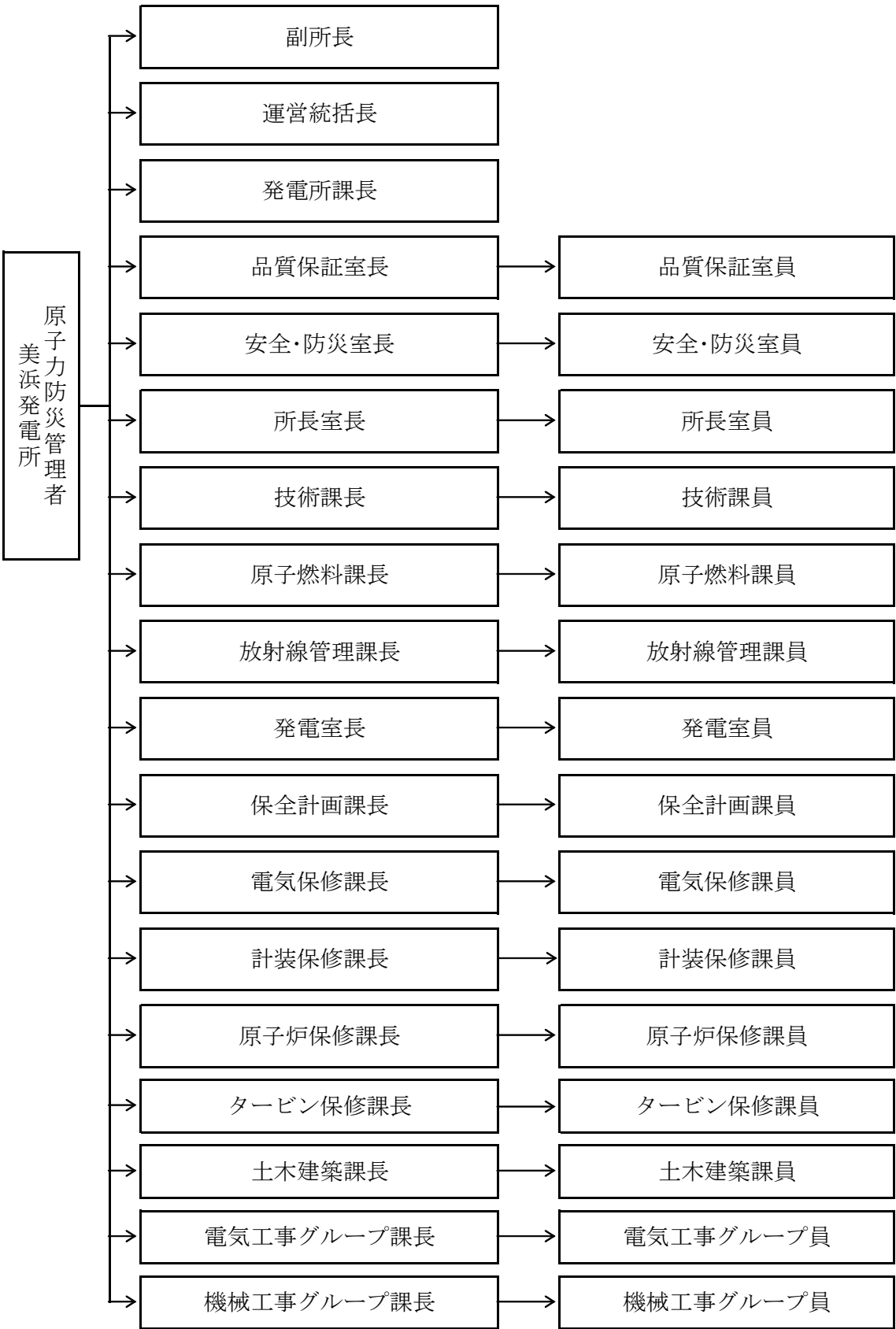
本店 原子力緊急時対策本部長		班および係		原子力第一防災体制および原子力第二防災体制	人数	
		班	係	主な任務〔 〕内は原子力第二防災体制		
原子力設備班	情報係※	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握〔他原子力事業者への応援要請〕			30	
	安全支援係※	事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、汚染拡大防止措置に関する支援、放射線影響範囲の推定等に関する支援〔原子力緊急事態支援組織との連携〕				
	技術支援係※	事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援、復旧対策に関する支援、プラント設計工事情報の確認〔プラントメーカーとの連携〕				
	特命支援係	原子力設備班長が指示する事項				
	情報連絡係	他の班との情報連絡				
設備班	火力係	火力発電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、官公庁に対する報告、火力発電所による供給体制の確立			25	
	工務係	水力発電・送電・変電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
	系統運用係	制御設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、給電指令所関係電力緊急融通体制の確立				
	ネットワーク技術係	配電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
	ガス係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法準用設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、関係官公庁に対する報告、ガス事業のお客さまへの対応				
	通信係	情報処理設備・通信設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、通信ルートの確保、本部テレビ会議システムの設置、通信系統およびその機能確保、携帯電話の確保・輸送				
	環境係	柱上変圧器資源リサイクルセンター設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
	土木係※	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち土木設備、工事中の送電、変電、業務設備のうちの土木設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
	建築係※	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち建築物工事中の送電、変電、業務設備のうちの建築物の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
	研究開発係	研究開発設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立				
総務班	総括係※	本部の設営・運営、行政・社外防災機関との連携、社屋防護、本部要員の招集、通話制限、補償に関する事項、社内外との連絡、地元住民に関する事項、他の班および係に属さない事項			33	
	生活物資係	食料、飲料水、衣類、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、通行許可に関する警察との調整				
	社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難勧告地に関する情報収集				
	気象情報係	気象情報の把握				
	地域係	地域に対する支援・貢献活動				
	秘書係	役員・役員家族等の安否確認、役員の宿泊場所の確保、役員出勤時の交通手段の確保				
	労務係※	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、服務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握				
	保健係※	従業員の健康管理、医療・防疫対策に関する事項、放射線緊急医療対策に関する支援				
	用地係	業務設備等の被害状況の把握、業務設備等の移転および仮設の対応				
	経理係	資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査				
	資材係※	資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係				
	燃料係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両全般の燃料確保に関する資材係支援				
	グループ経営係	関係会社に関する被害状況の把握、関係会社との連携に関する事項				
広報班	広報係※	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報			11	
	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、集金・検針業務遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応、公衆感電事故や電気火災防止のための安全措置等の広報、集金員・検針員の被災状況の把握				
	立地係	立地地点の自治体等関係箇所への広報				
		予備班	本部長の指示により応援			—
即応センター対応チーム		センターの設営・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応				10
現地支援チーム		拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定				15
住民対応チーム		自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成				10
損害賠償担当チーム		相談窓口の設置、補償対応計画の作成				12

※:原子力事業本部緊急時対策室(若狭)においても活動する係を示す。

別図 2-2-3 防災組織全体図

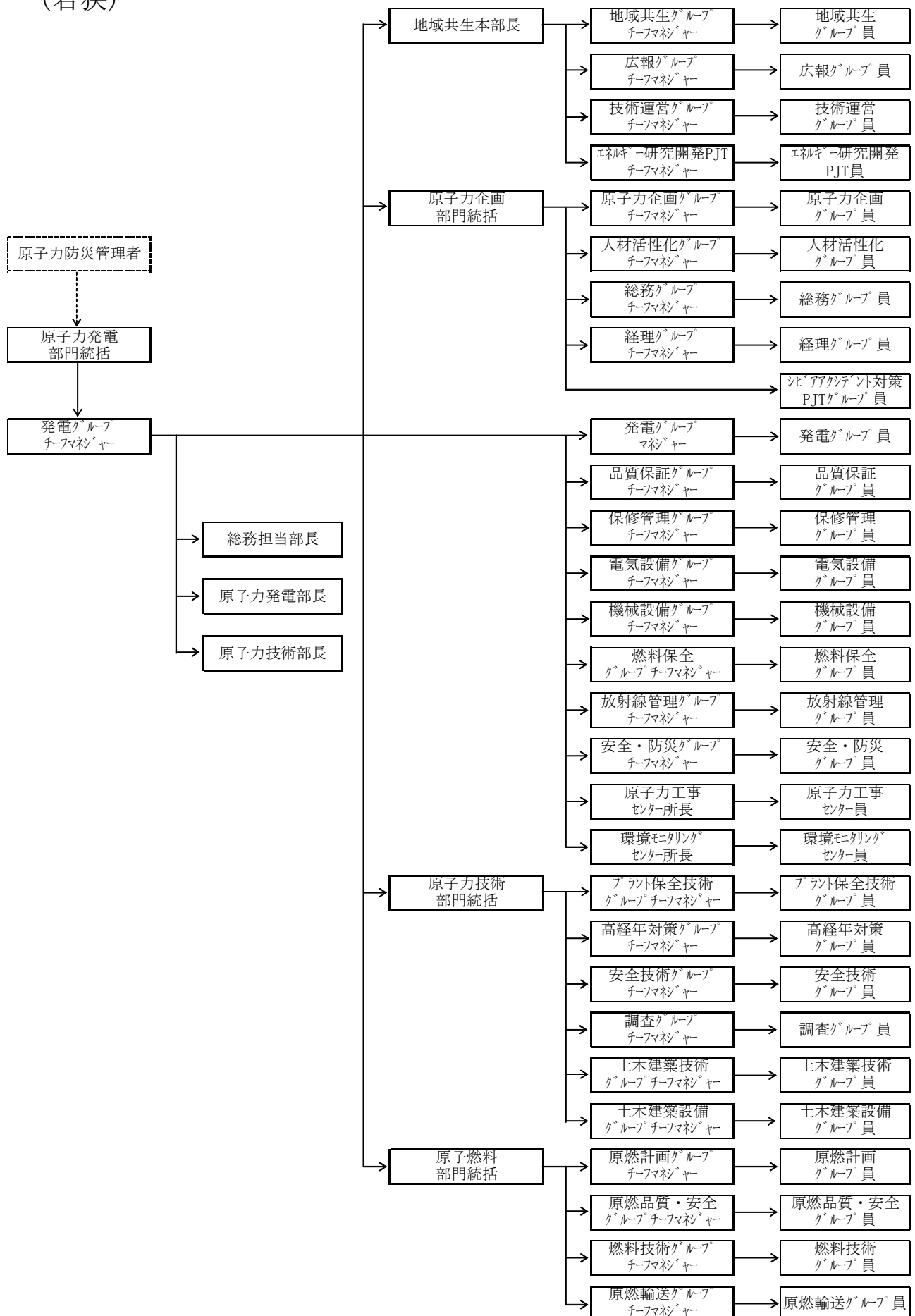


別図 2 - 2 - 4 発電所対策本部要員の非常招集連絡経路



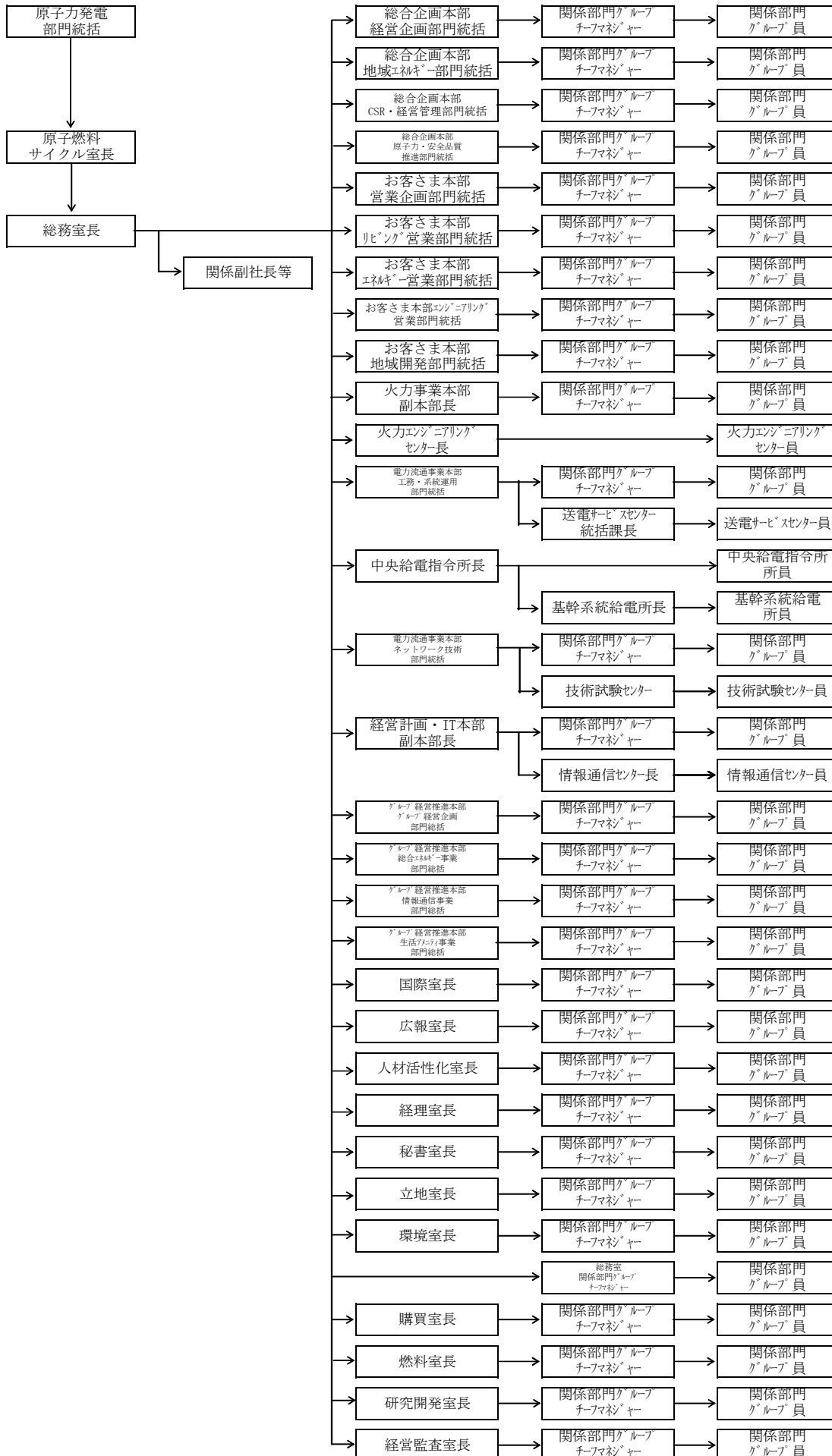
別図 2 - 2 - 5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (1 / 2)

(若狭)

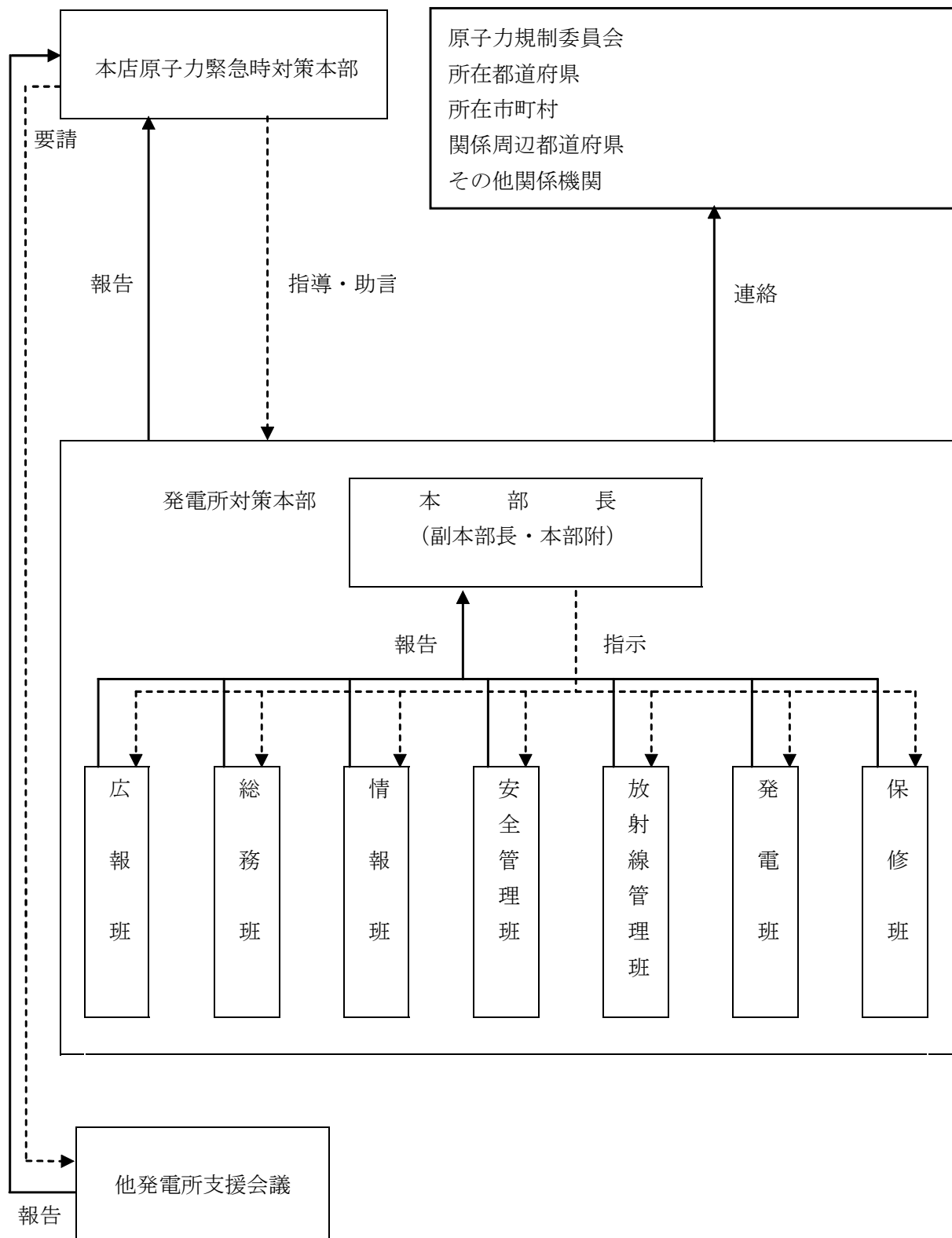


別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路(2/2)

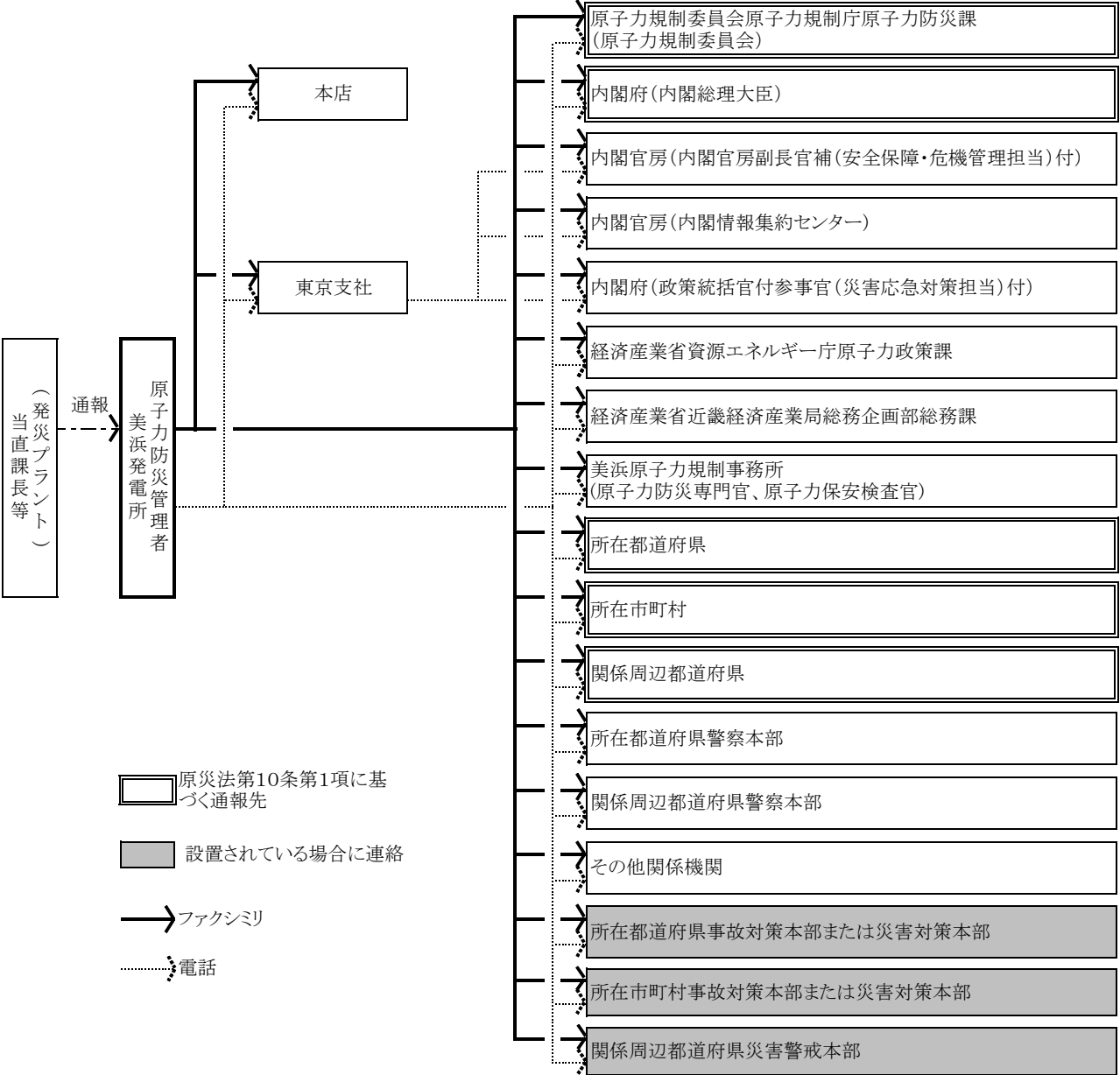
(中之島)



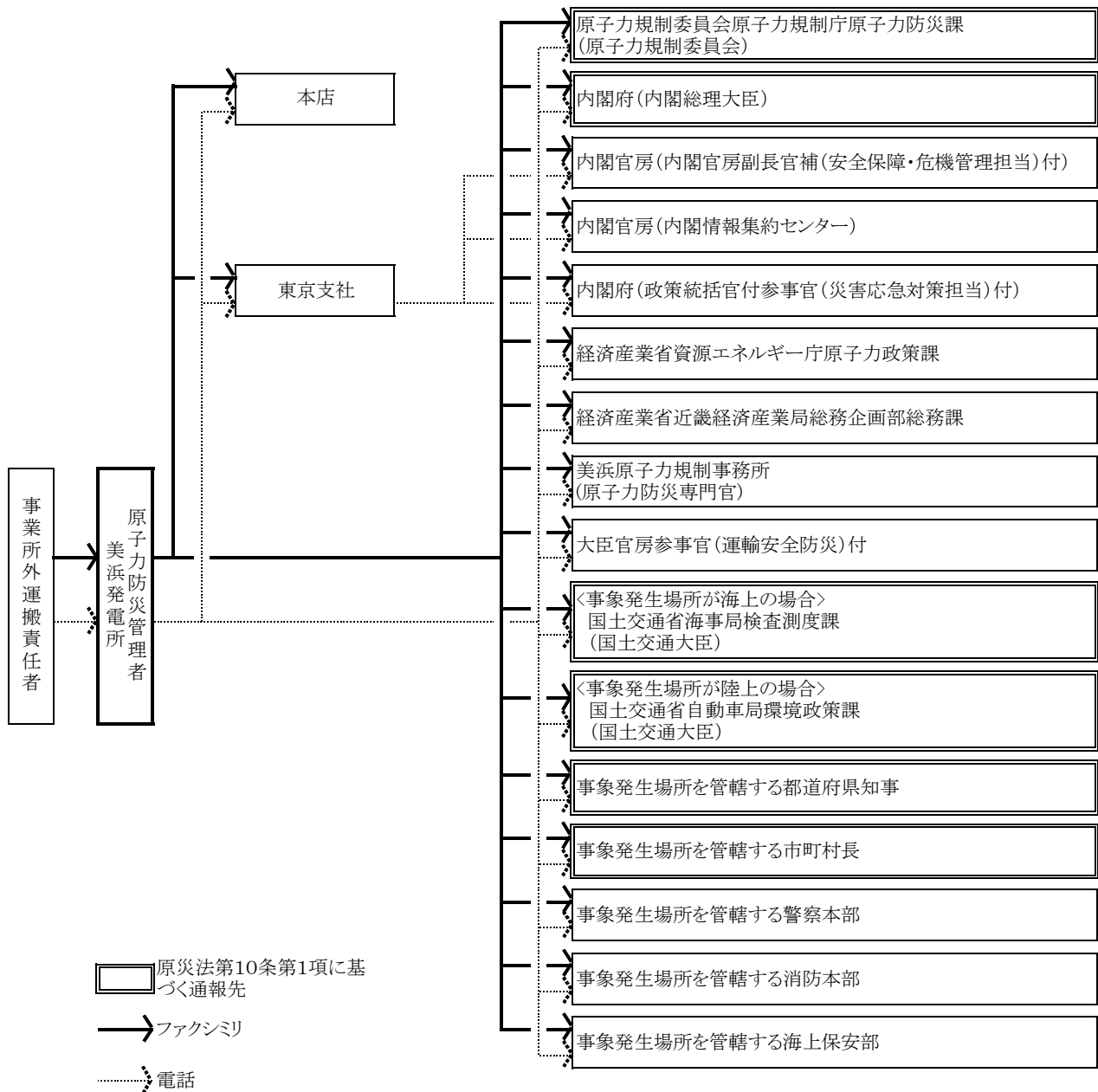
別図 2 - 2 - 7 発電所対策本部設置以降の報告連絡経路
(原子力第一防災体制発令後の報告連絡経路)



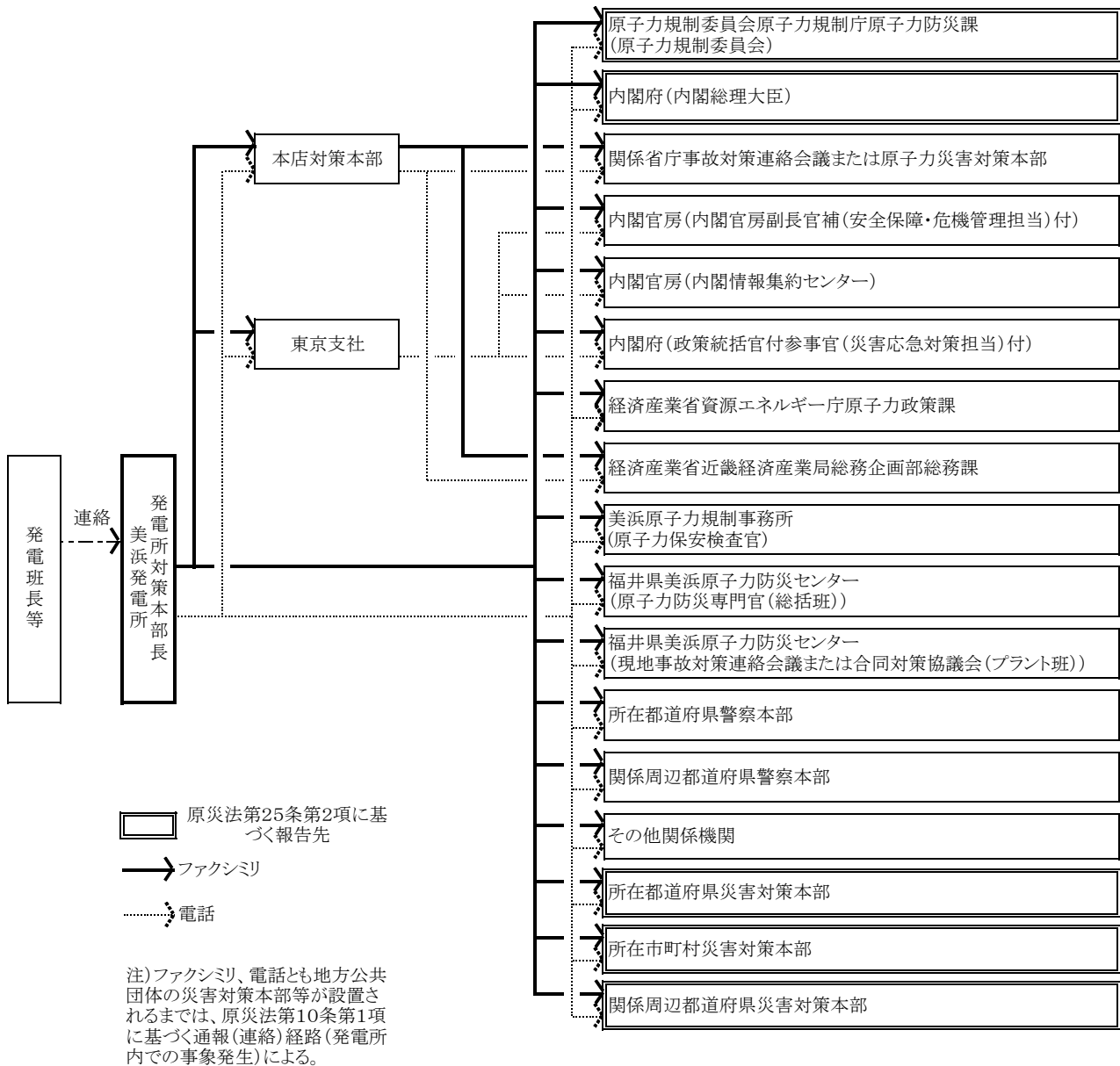
別図2-2-8 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)



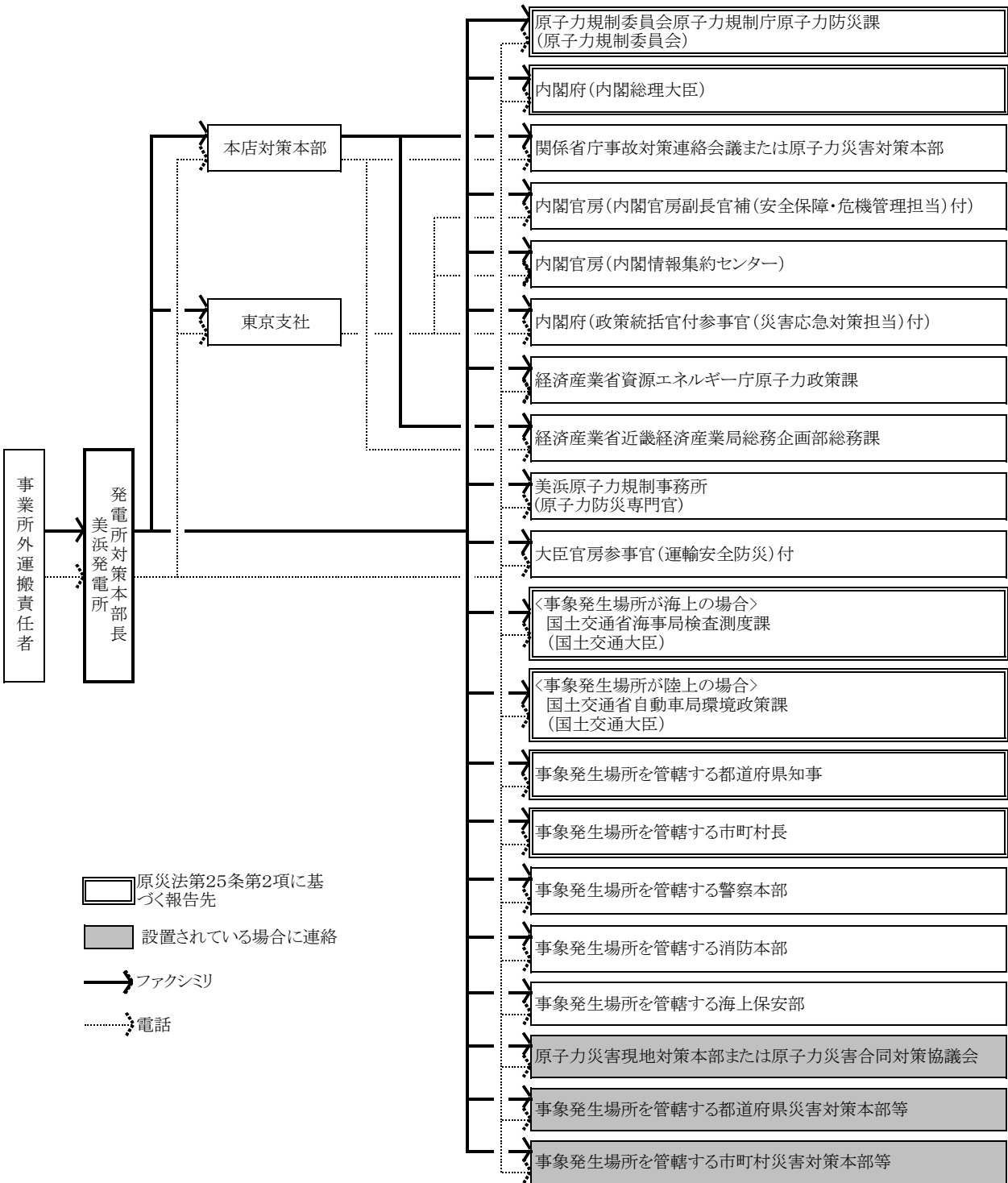
別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)



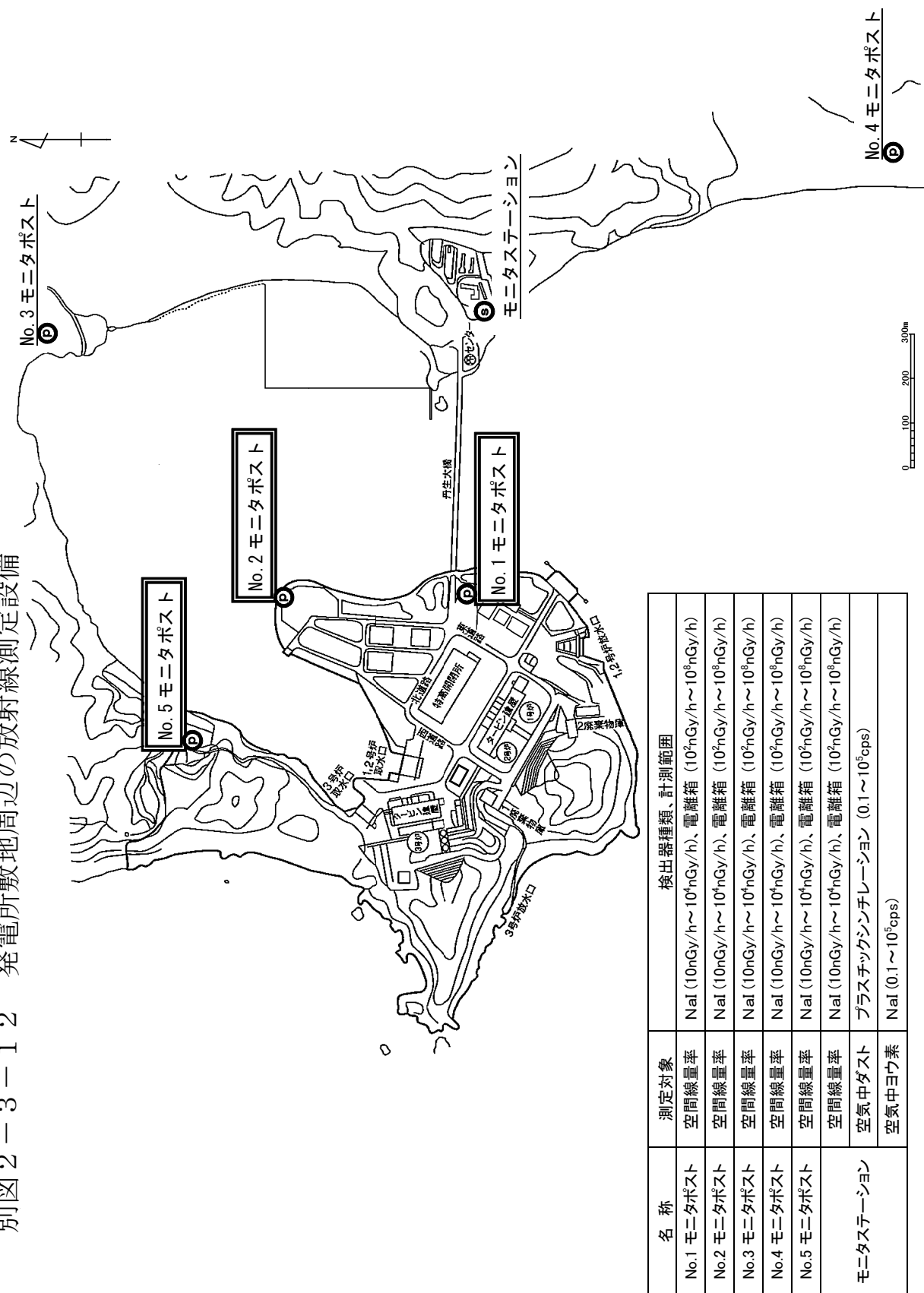
別図2-2-10 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)



別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)



別図2-3-12 発電所敷地周辺の放射線測定設備

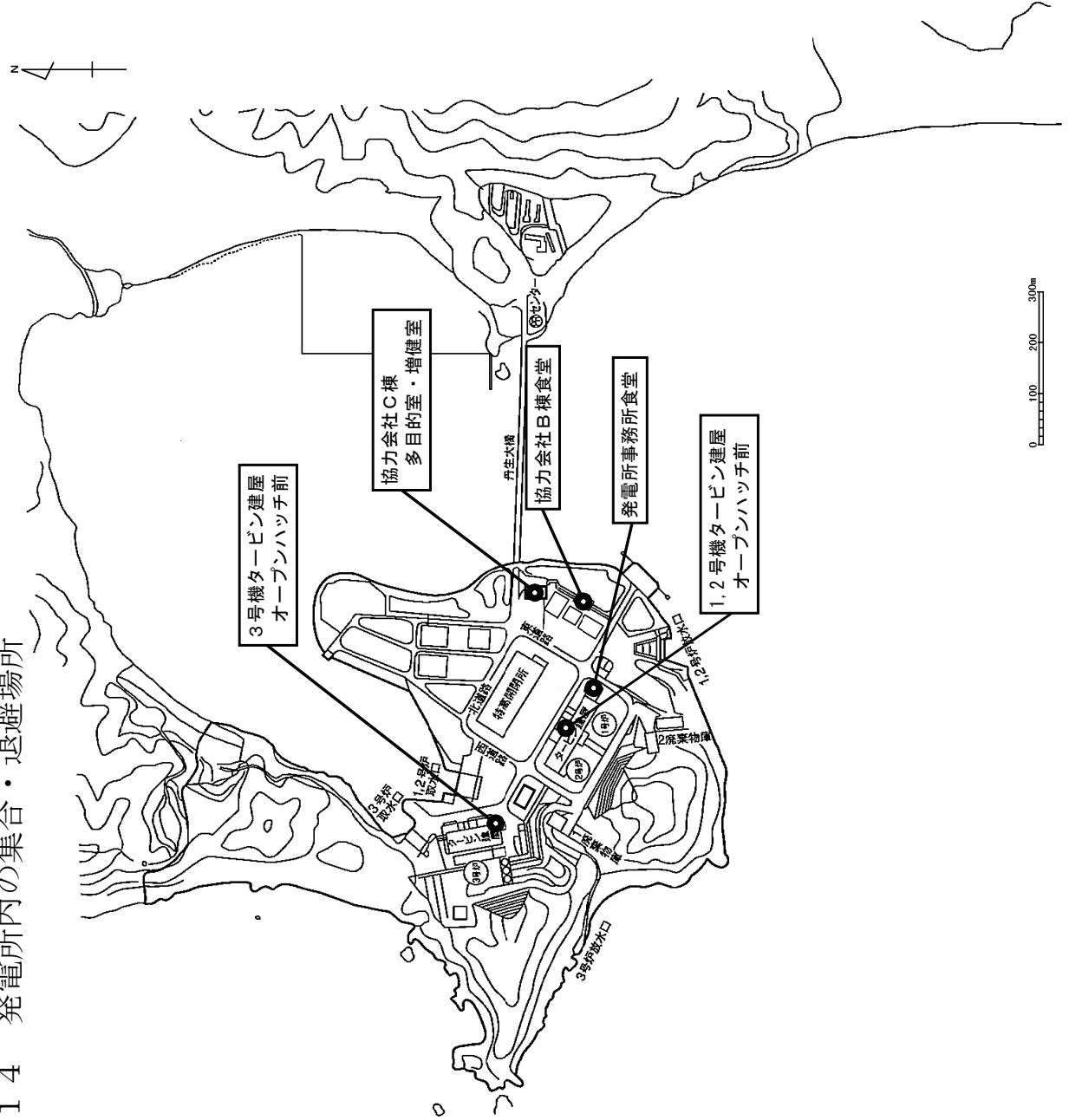


：原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備

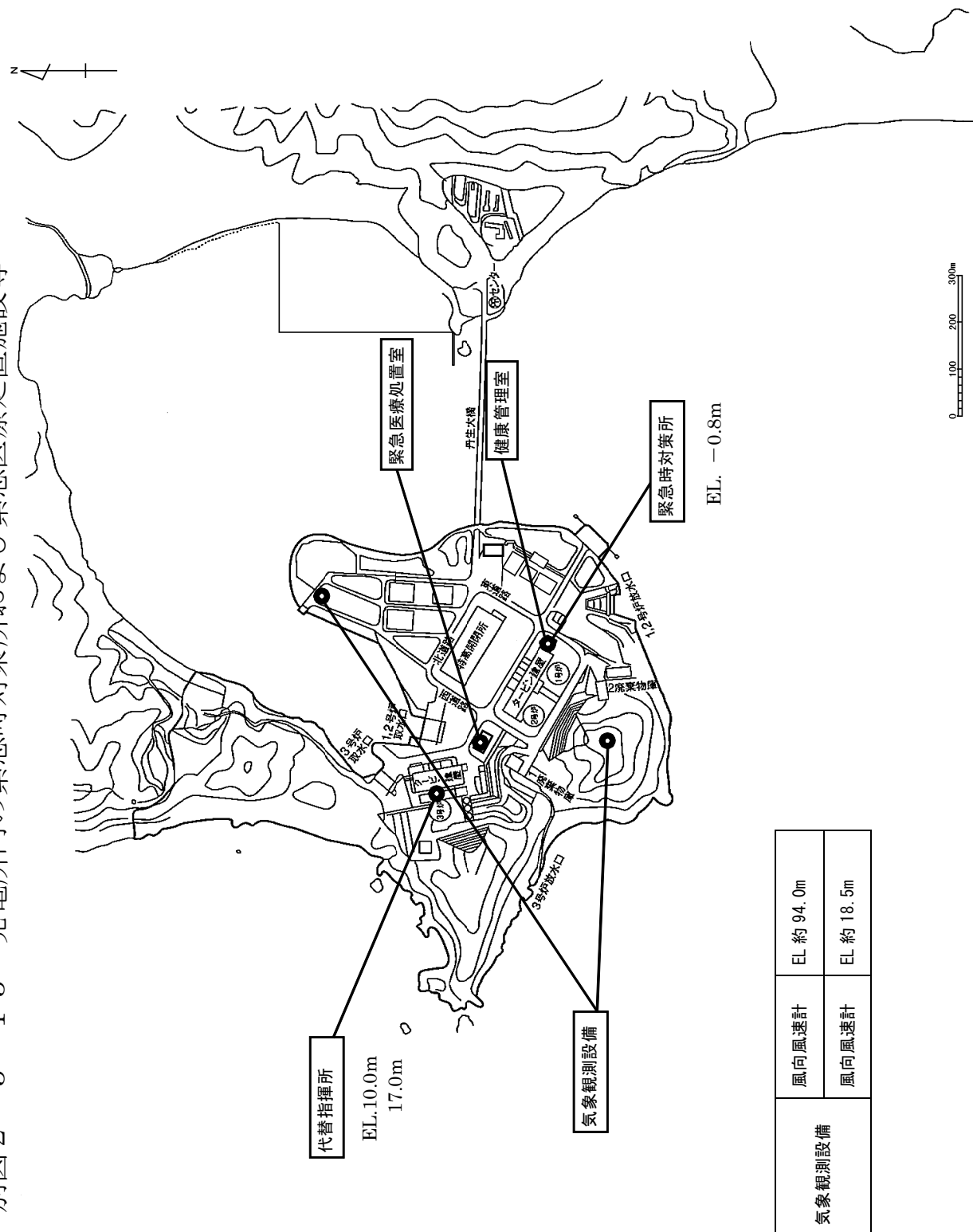
別図 2-3-13 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

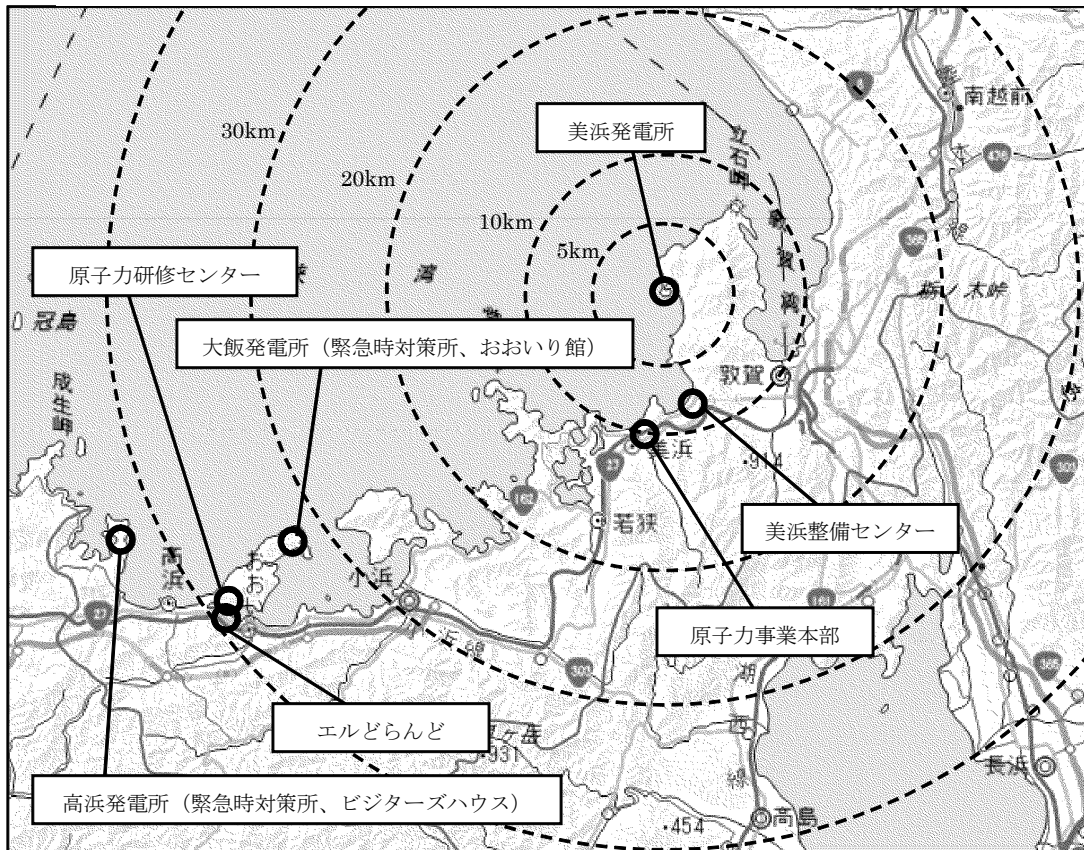
別図2-5-1-4 発電所内の集合・退避場所



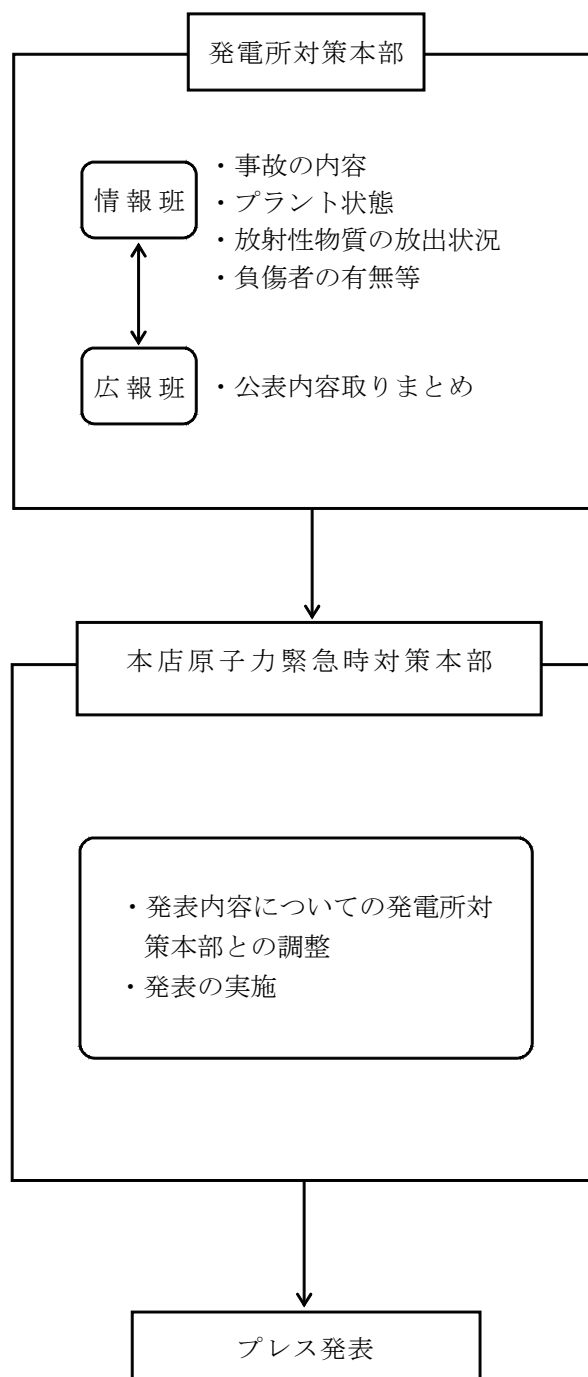
別図2-5-15 発電所内の緊急時対策および緊急医療処置施設等



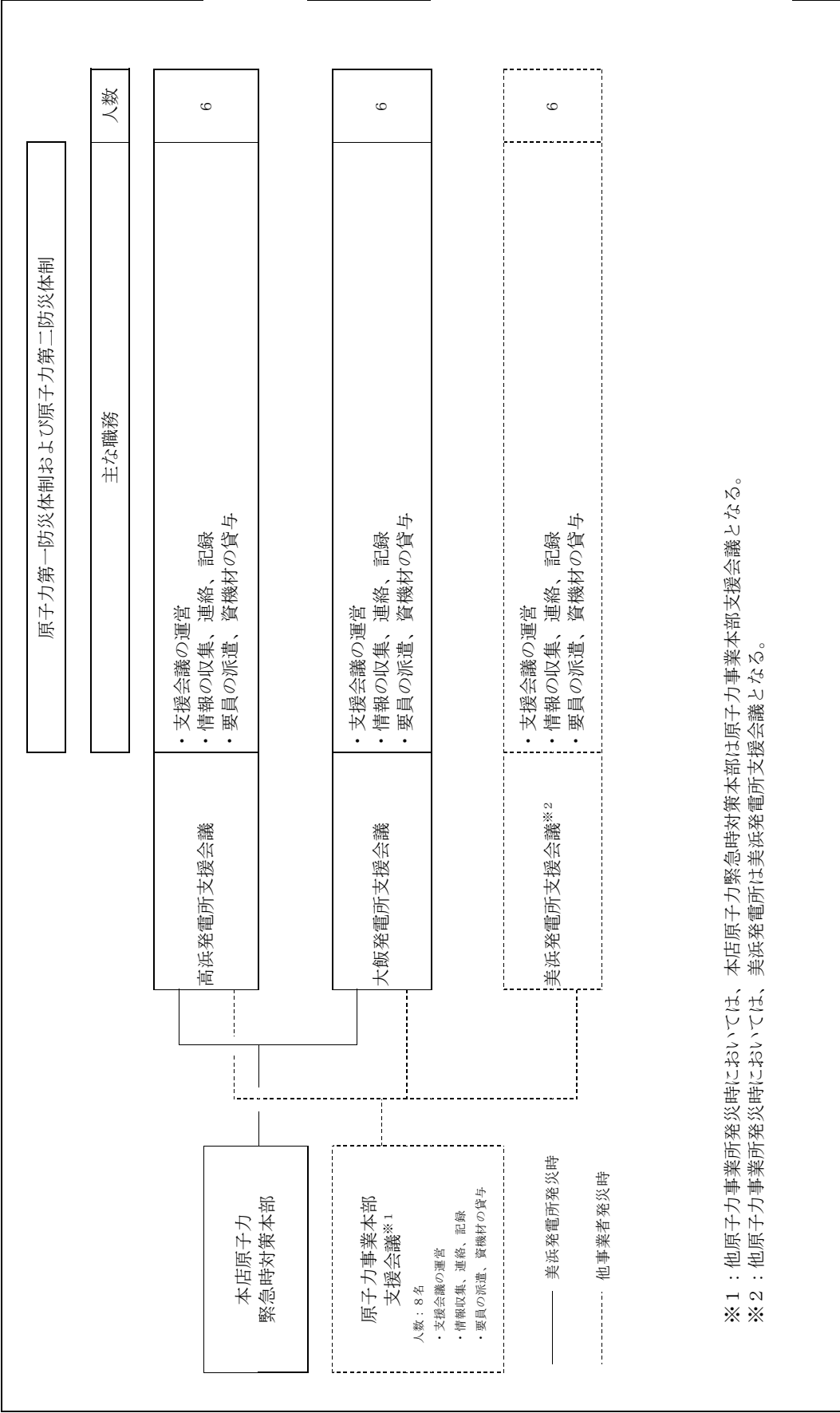
別図 2-5-16 美浜発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別図 3 - 2 - 1 7 公表内容の連絡経路



別図 5－1－1－8 他発電所支援会議の組織



様式 1－5－1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

樣式 2-1-2 原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

屈出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

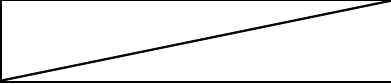
原子力事業所の名称及び場所			
業務の種類別	防災要員の職制		その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広報			名
放射線量の測定その他の状況の把握			名
原子力災害の発生又は拡大の防止			名
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名
放射性物質による汚染の除去			名
医療に関する措置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原子力事業所内の警備等			名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2 - 1 - 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置 法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任	解 任	
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2 - 3 - 4 放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所		
氏名		印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者		所属 電話)
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第 11 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2 - 3 - 5 原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測機等	固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定機器		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染器具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	
	その他 モニタリングカー	台	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2 - 7 - 6 防災訓練実施結果報告様式

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3 - 1 - 7 特定事象発生通報様式

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿※

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(2 4 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

様式 3-1-8 (1/4) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (原子炉施設)

異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (原子炉施設)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

____年____月____日 (第____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 連絡先 (原子力防災管理者) ○○○ ○○○ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称：_____ (事業区分：_____) 場所：_____
特定事象の発生箇所	_____発電所 第_____号炉
特定事象の発生時刻	____年 ____月 ____日 ____時 ____分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)
	想定される原因 □特定_____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 ____時 ____分) 被ばく者の状況 □無 □有：被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 □無 □有：_____
	気象情報 (確認時刻 ____時 ____分) ・天候 : _____ ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響 □無 □有：_____
	応急措置

様式 3-1-8 (2/4)

【原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	_____ 年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	_____ ・ _____ MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	☐ 有り、 ☐ 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	☐ 放出、 ☐ 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名： _____ (地上高 _____ m) ☐ 放出、 ☐ 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1 次冷却系圧力及び圧力の変化	(Pa [gage]) 上昇・下降・安定
1 次冷却系の温度 (ホットレグ)	℃
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	(Pa [gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式 3-1-8 (3/4)

【放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:
甲状腺の予測線量の最大地点	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:	方位: k m: m S v:

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式 3-1-8 (4/4)

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項 目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
格納容器排気筒モニタ	排気筒名 : _____ : cps
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名 : _____ : cps

固定式モニタリング設備地点									
γ 線空間線量率	設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	・								
	・								

可動地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	・				
	・				
中性子線 空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	……
	・				
	・				
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	……
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	……
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	……
	・				
	・				
その他測定項目		設備地点名			
項目		時 分			
		時 分			
		時 分			
		・			
		・			

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式 3-1-9 (1/2) 異常事態連絡様式 (第2報以降) (事業所外運搬)

異常事態連絡様式 (第2報以降) (事業所外運搬)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

____年____月____日 (第____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 連絡先 (原子力防災管理者) ○○○ ○○○ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称: _____ (事業区分: _____) 場所: _____
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)
	想定される原因 □特定 _____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 □無 □有: 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 □無 □有: _____
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	周辺環境への影響 □無 □有: _____
	応急措置

様式 3-1-9 (2/2)

【輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長

殿※

第25条

報 告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名：

____発電所____号機_____について

2. 事故発生日時：

____年 ____月 ____日 ____時 ____分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他の事項：

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

- 71 -

様式 3-3-11 原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿*

第 15 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は事象を発見しましたので、以下の通り報告します。（原子力緊急事態宣言ではありません。）

発 信 日 時	年 月 日 時 分	送 信 者	
受 信 日 時	年 月 日 時 分	受 信 者	

1. 事 故 件 名 : _____発電所____号機_____について

2. 事故発生場所 : _____

3. 事故発生日時 : _____年____月____日____時____分

4. 報告する内容

(1) 放射線量の上昇
モニタポスト等

観測設備 _____ 検出値 _____ μ S v / h

観測設備 _____ 検出値 _____ μ S v / h

可搬式中性子線測定装置 _____ 検出値 _____ μ S v / h

(2) 放射性物質の通常経路放出

観測設備 _____ 検出値 _____ c p m

(3) 火災爆発等による放射性物質放出

観測場所 _____ 検出値 _____ μ S v / h または蓋然性

(4) 事業所外運搬の放射線量上昇等

観測場所 _____ 検出値 _____ μ S v / h または蓋然性

(5) プラントの事象

- ・ すべての原子炉停止機能の喪失
- ・ 原子炉冷却機能の喪失
- ・ 格納容器内圧力が最高使用圧力到達
- ・ 全交流電源喪失および 2 次系冷却機能喪失
- ・ 全非常用直流電源喪失
- ・ 炉心の溶融
- ・ 使用済燃料露出
- ・ 余熱除去機能喪失が 1 時間
- ・ 中央制御室他からの原子炉停止機能等の喪失

(6) 原子炉以外での臨界

5. プラント状況等 : _____

6. その他の事項 : _____

(用紙サイズ: A 4)

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿